

第3次春日井市
障がい者総合福祉計画
(案)

平成27年2月
春日井市

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 重点課題	5
第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価	
1 本市の人口の推移と推計	6
2 障がいのある人の数の推計	7
3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価	13
4 地域生活支援事業の実績と評価	23
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	25
2 基本的視点	25
3 施策の体系	26
第4章 施策の推進	
1 生活支援	28
障がい福祉サービス・相談支援の活動指標	34
地域生活支援事業の見込み量	35
2 保健・医療	36
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	39
4 雇用・就業、経済的自立の支援	43
5 生活環境	46
6 情報アクセシビリティ	48
7 防災・防犯	50
8 差別の解消及び権利擁護の推進	53
9 行政サービス等における配慮	56
第5章 計画の推進	
1 庁内関係機関の連携	58
2 関係機関の連携	58
3 広報・啓発活動の推進	58
4 計画の進行管理	59
資料	60

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます多様化しており、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成23年8月、障害者基本法が一部改正され、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。平成24年10月には、「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行（一部は平成26年4月施行）され、新たに難病患者も障がい福祉サービス受給の対象となりました。さらに、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

平成25年9月には、「障害者基本計画（第3次）」が策定され、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図る基本的な方向が示されました。

本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

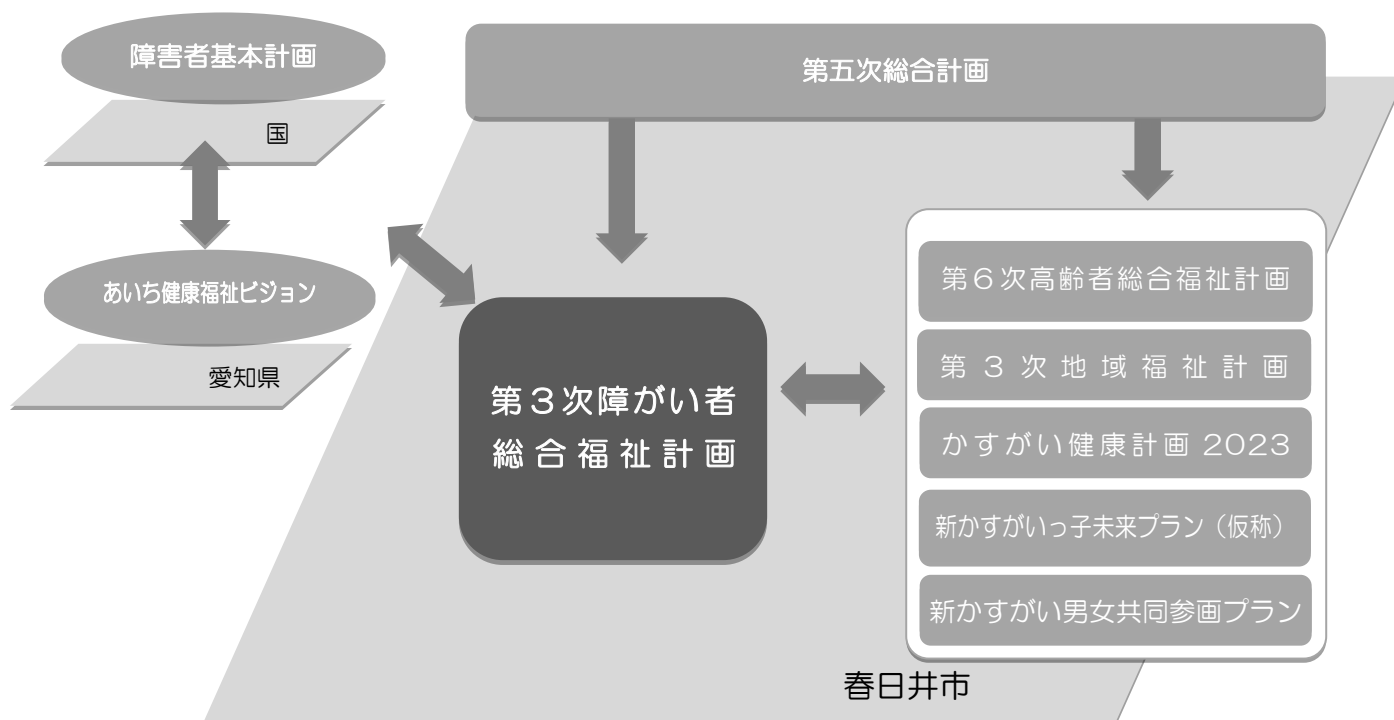
平成24年3月に策定した「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間の終了にあたり、障害者総合支援法や障害者基本計画を踏まえ、行政に対する福祉ニーズの多様化や、障がいのある人の就労、災害時の支援、権利擁護などの課題に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

【障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向】

	関連法令	概要
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の国連総会採択 ・ 障害者自立支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約 ・ 福祉サービス体系の再編 ・ 雇用対策の強化、助成の拡大など ・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担や障がい者の範囲の見直しなど
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法を改称し、障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・ 公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療法の制定 ・ 障害者権利条約の効力発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原因が分からず効果的な治療がない難病の医療費助成の対象を拡大

2 計画の位置づけ

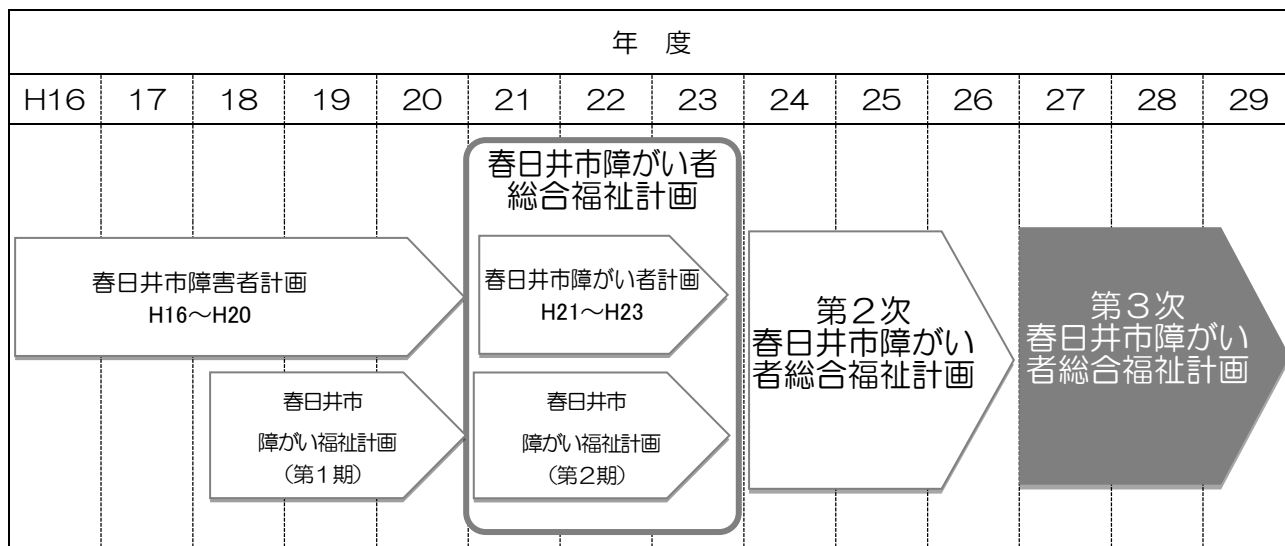
- 1 この計画は、本市の障がい福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。
- 4 この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。



「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度までの3年間とします。



4 重点課題

近年の本市の障がい者施策を取り巻く現状を踏まえ、本計画では次の3つを重点課題として位置づけ、積極的に施策の推進に取り組みます。

(1)自立に向けたサービスの利用促進

サービスを利用し、自立した生活を営むことができるよう、相談支援等の充実を図ります。

①施設入所者の地域生活への移行促進

- 障がい者生活支援センターの機能強化
- 相談支援専門員の増員
- グループホームの整備支援

②福祉施設から一般就労への移行促進

- ハローワークとの連携強化
- 障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

(2)災害など緊急時の体制の充実

地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の推進を図ります。

- 福祉避難所の拡充
- 防災会議への福祉分野からの委員登用の検討

(3)障がいのある人の人権に対する理解の促進

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいに対する理解を深めるための啓発活動等の充実とともに、虐待の防止や権利擁護のための取り組みの一層の推進を図ります。

- 行政機関等における合理的配慮の推進
- 障がい者虐待防止センター等関係機関との連携強化
- 成年後見制度の利用促進

第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

1 本市の人口の推移と推計

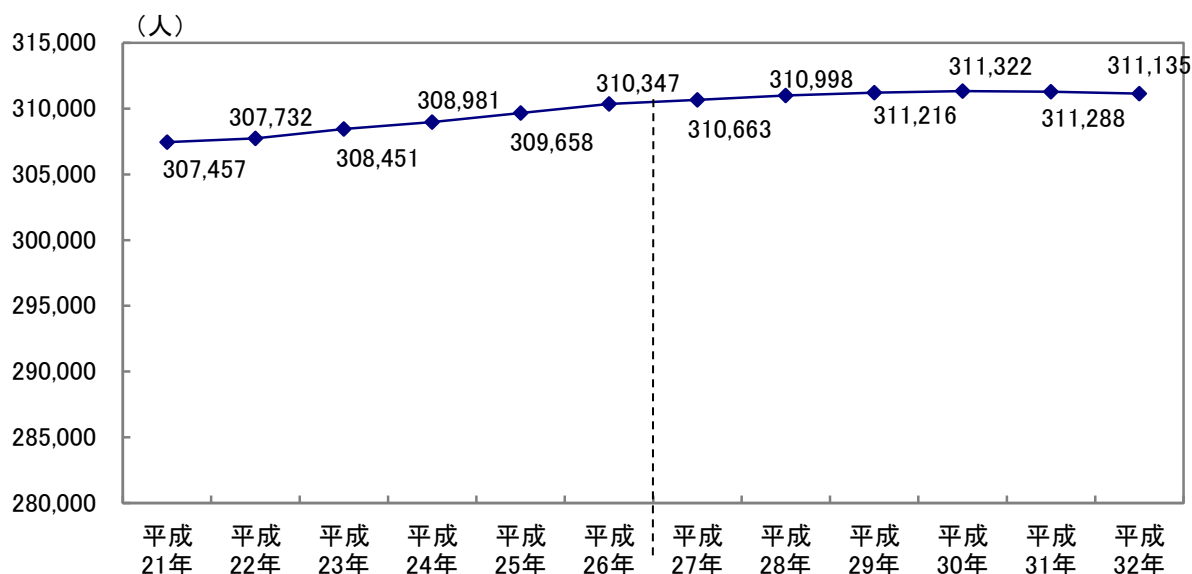
本市の総人口は、平成26年10月1日現在で310,347人となっており、増加傾向にあります。

年齢別の人口推移から将来人口を推計すると、平成30年の311,322人をピークに人口減少期に入ることが予測されます。

また、高齢化率は、平成21年度には19.4%でしたが、平成25年度には22.5%に増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

図表1-1

人口の推移と将来推計



※平成26年までは住民基本台帳の実績値、平成27年以降はコーホート変化率法による推計値（各年10月1日）

図表1-2

人口の推移と将来推計（年齢別）

	実績値						推計値					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
18歳未満	55,061	55,181	55,409	55,379	55,280	54,867	55,043	54,772	54,503	54,064	53,762	53,348
18~39歳	93,487	90,823	88,027	85,119	82,733	80,830	78,459	76,933	75,653	74,913	74,088	73,564
40~64歳	99,189	100,029	101,907	102,313	101,932	101,806	102,117	102,656	103,205	103,699	104,399	105,006
65歳以上	59,720	61,699	63,108	66,170	69,713	72,844	75,044	76,637	77,855	78,646	79,039	79,217
計	307,457	307,732	308,451	308,981	309,658	310,347	310,663	310,998	311,216	311,322	311,288	311,135

※平成26年までは住民基本台帳の実績値、平成27年以降はコーホート変化率法による推計値（各年10月1日）

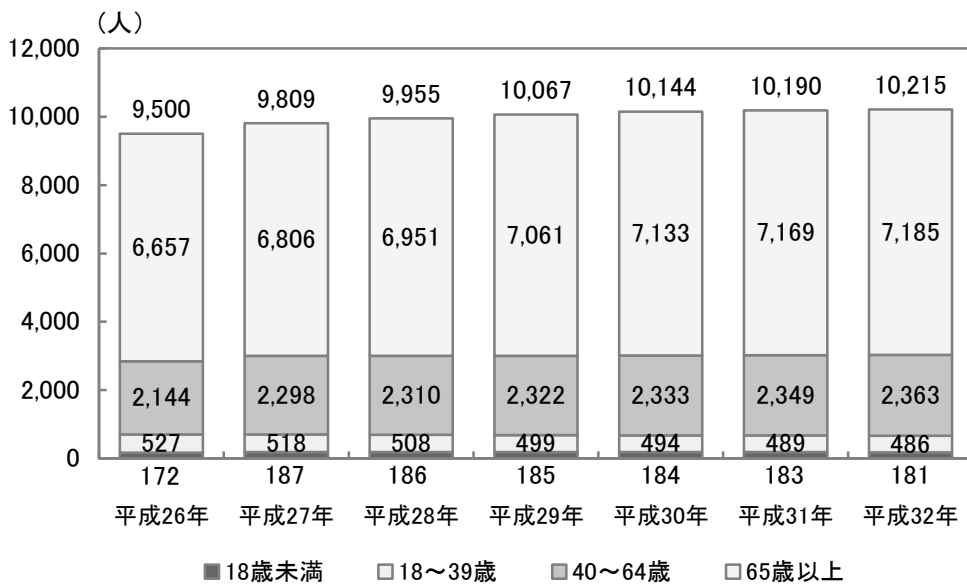
2 障がいのある人の数の推計

① 身体障がいのある人の数

身体障がいのある人（身体障がい者手帳を所持している人）の数は、平成 26 年 10 月 1 日現在で 9,500 人となっており、今後も増加傾向にあります。

図表 2-①-1

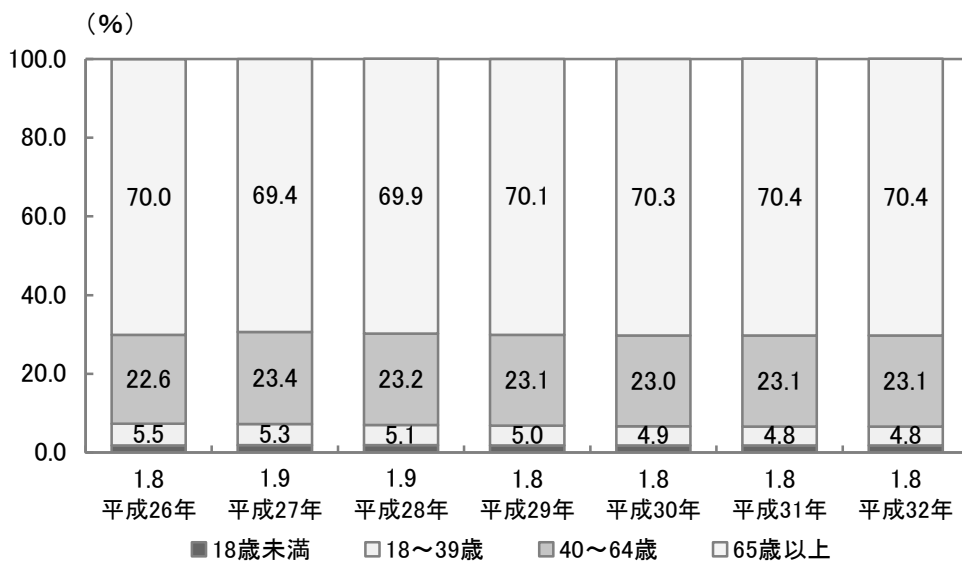
年齢別身体障がいのある人の数の推計（人数）



(各年 10 月 1 日)

図表 2-①-2

年齢別身体障がいのある人の数の推計（割合）



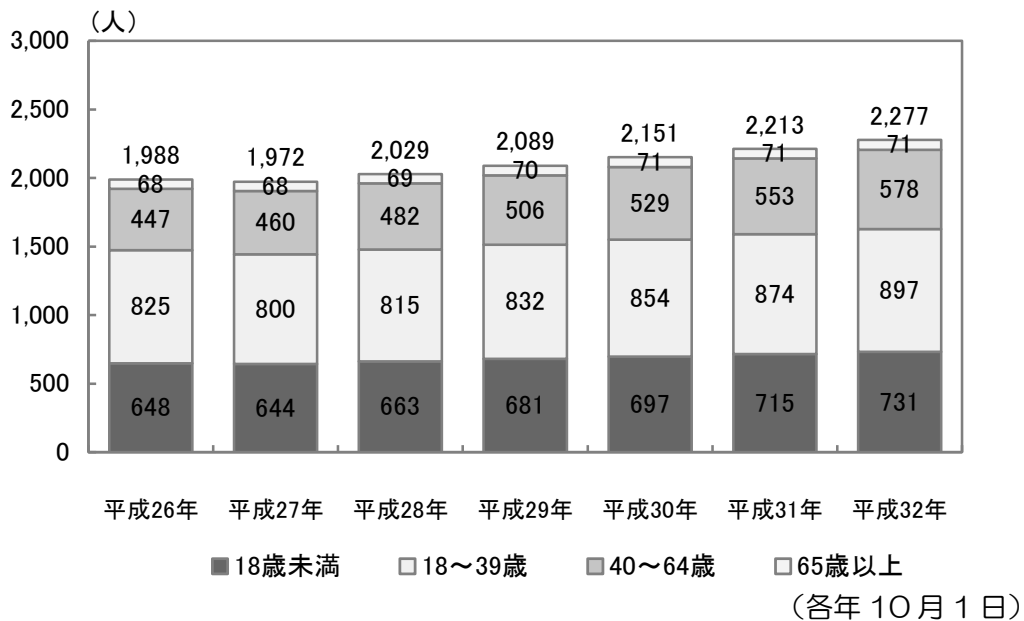
(各年 10 月 1 日)

② 知的障がいのある人の数

知的障がいのある人（療育手帳を所持している人）の数は、平成 26 年 10 月 1 日現在で 1,988 人となっており、今後も増加傾向にあります。

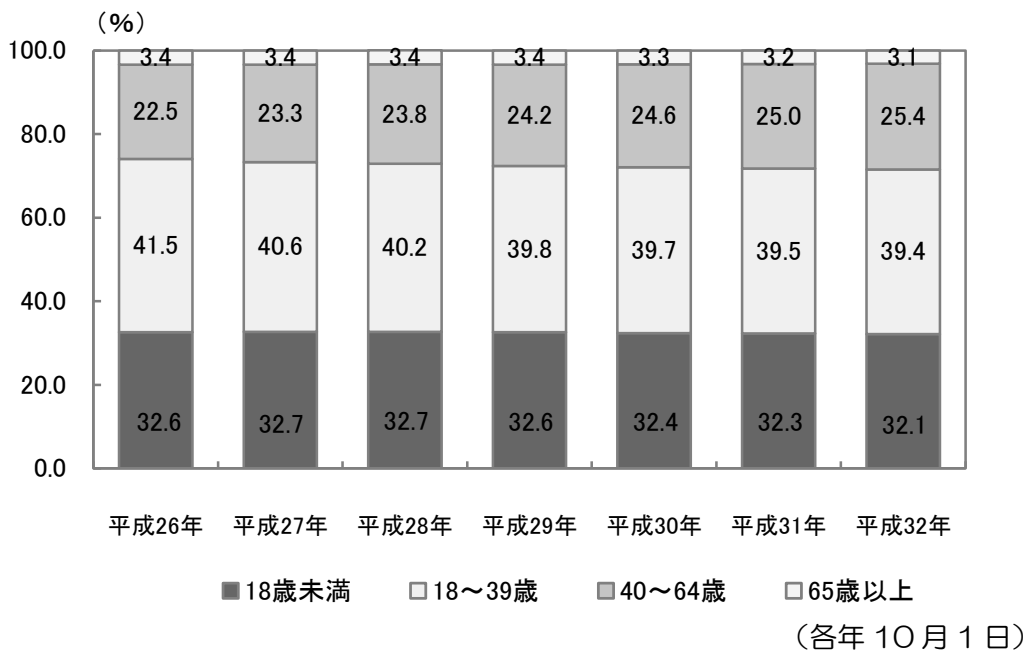
図表 2-②-1

年齢別知的障がいのある人の数の推計（人数）



図表 2-②-2

年齢別知的障がいのある人の数の推計（割合）

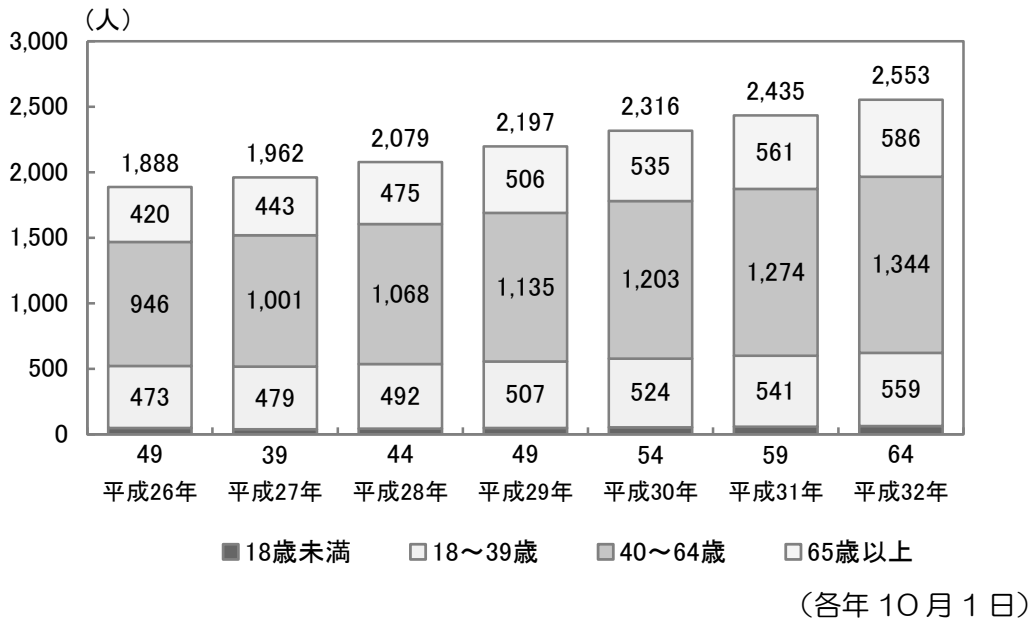


③-1 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳を所持している人）の数は、平成26年10月1日現在で1,888人となっており、今後も増加傾向にあります。

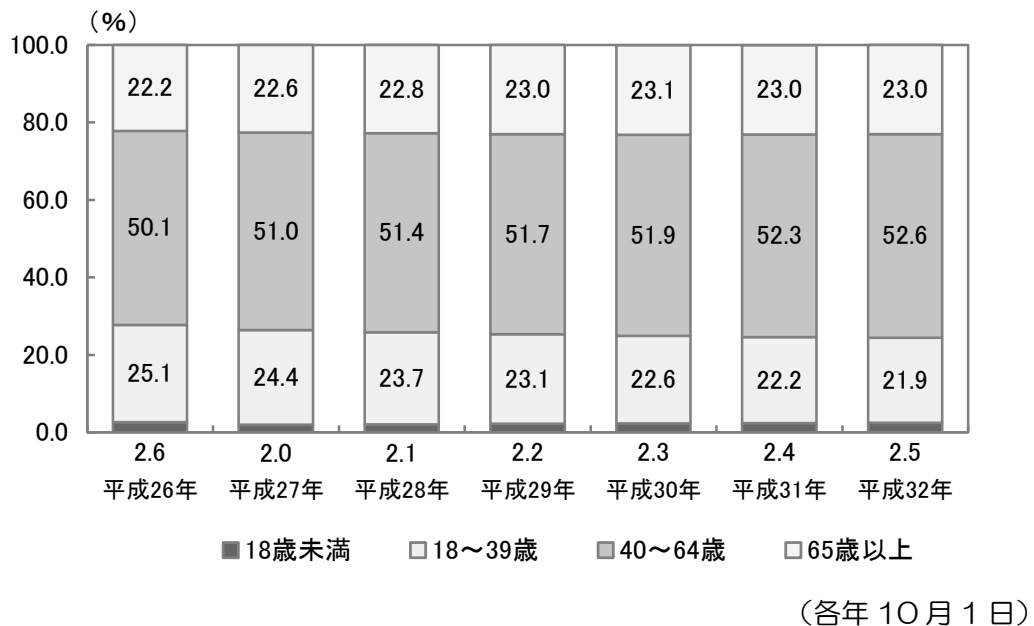
図表 2-③-1

年齢別精神障がいのある人の数の推計（人数）



図表 2-③-2

年齢別精神障がいのある人の数の推計（割合）

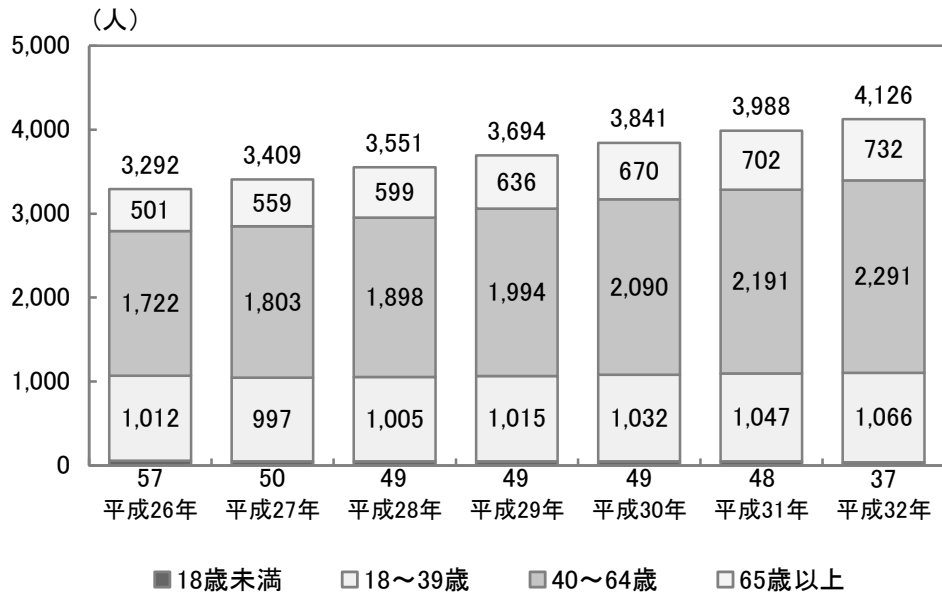


③-2 自立支援医療（精神通院）受給者数

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年10月1日現在で3,292人となっており、今後も増加傾向にあります。

図表 2-③-3

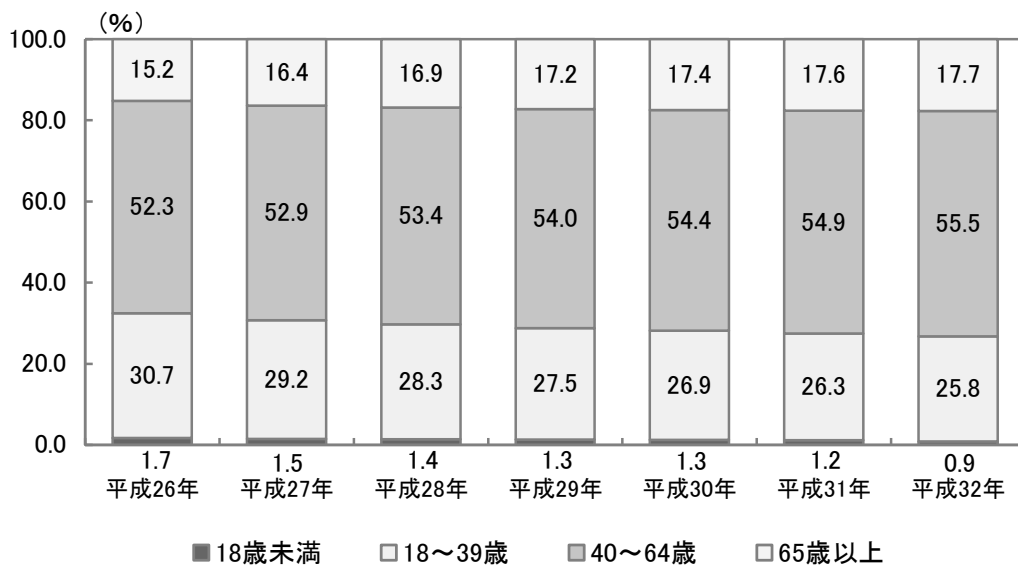
年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推計（人数）



（各年10月1日）

図表 2-③-4

年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推計（割合）



（各年10月1日）

④発達障がいのある人の数

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満のものとされています。

発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

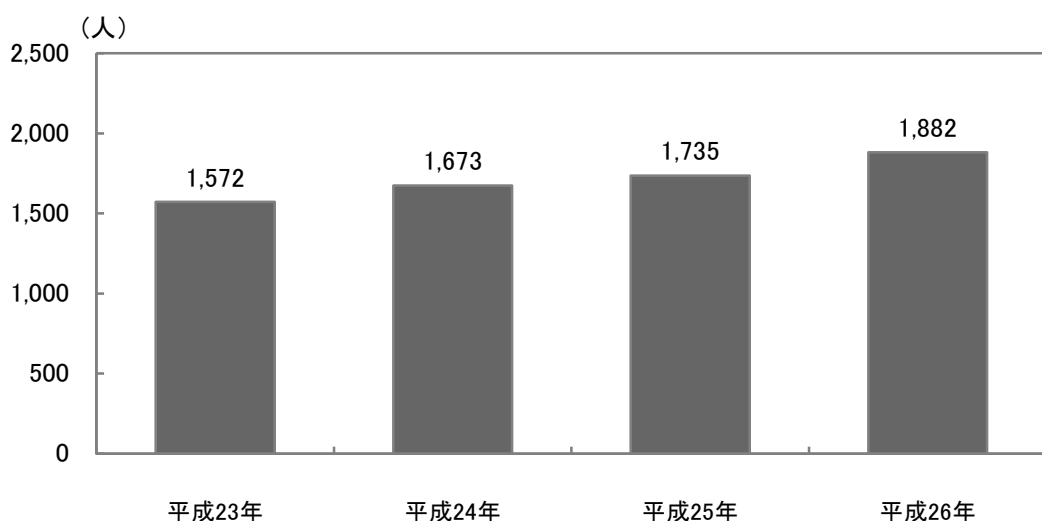
（参考：文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によれば、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%となっています。）

⑤難病患者の数

愛知県の特典疾患医療給付事業受給者票の所持者数は、平成26年3月31日現在で1,882人となっており、近年増加傾向にあり、今後も対象疾患の拡大により増加することが予測されます。

図表 2-⑤

特定疾患医療給付事業受給者票の所持者数の推移（人数）



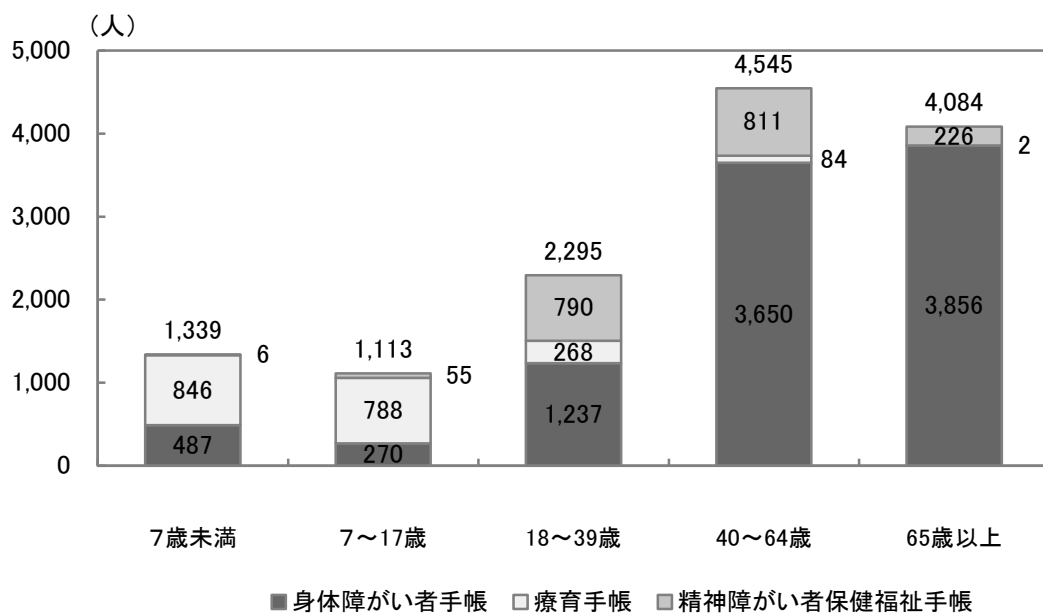
（各年3月31日）

⑥初めて障がい者手帳を取得した年齢

身体障がい者手帳では、40歳以上で初めて取得する人が多く、療育手帳では、18歳未満に初めて取得する人が多く、精神障がい者保健福祉手帳では18歳から65歳未満の間で取得する人が多くなっています。

図表 2-⑥

初めて障がい者手帳を取得した年齢（手帳別）



(平成 26 年 10 月 1 日)

3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

【1 訪問系サービス】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度					
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	支給時間	利用率
訪問系サービス	人	238	252	105.9	247	269	109.0	254	292	115.0	303	324	106.9	320	350	109.4	560	62.5	
	時間	5,799	5,714	98.6	6,213	6,973	112.3	6,516	7,928	121.7	7,272	7,082	97.4	7,680	6,865	89.4	15,415		
居宅介護	人	—	206	—	—	228	—	—	247	—	261	278	106.5	276	295	106.9	479	61.6	
	時間	—	4,449	—	—	5,006	—	—	3,554	—	5,286	5,478	103.6	5,583	5,852	104.8	12,906		
重度訪問介護	人	—	10	—	—	14	—	—	11	—	13	9	69.2	14	8	57.1	10	80.0	
	時間	—	955	—	—	1,719	—	—	341	—	1,716	1,205	70.2	1,812	482	26.6	896		
同行援護	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	14	466.7	3	25	833.3	41	61.0	
	時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	106	1177.8	9	249	2766.7	900		
行動援護	人	—	36	—	—	27	—	—	25	—	26	23	88.5	27	22	81.5	30	73.3	
	時間	—	311	—	—	248	—	—	86	—	261	293	112.3	276	282	102.2	713		
等包括支援 （重度障がい者）	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—	
	時間	—	0	—	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	0	—	0	—	

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

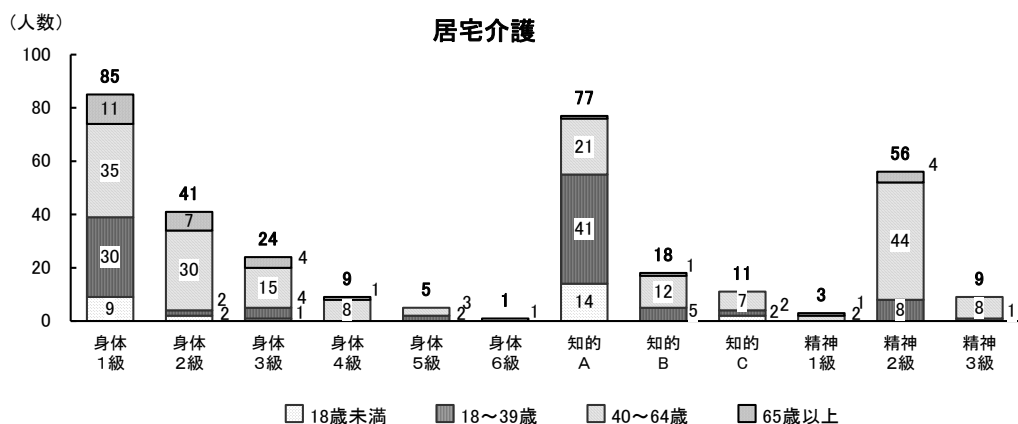
【実績】 その年度の3月分の利用実績

【達成率】 実績÷見込み量×100（%）で算出したもの

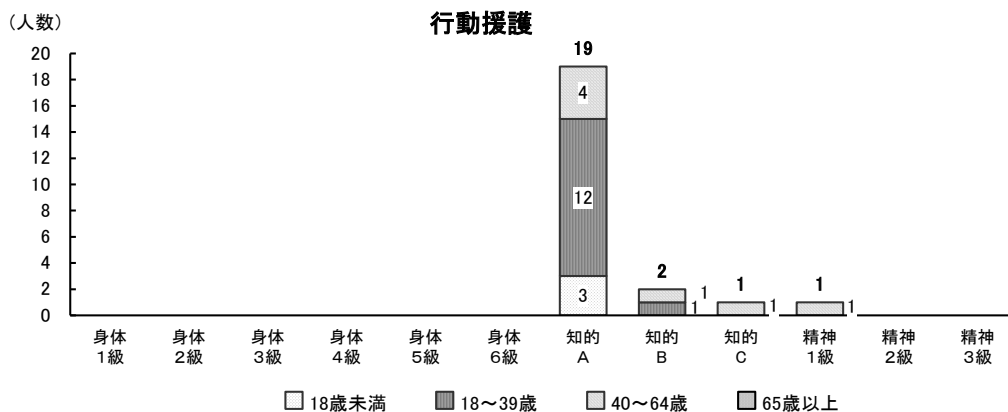
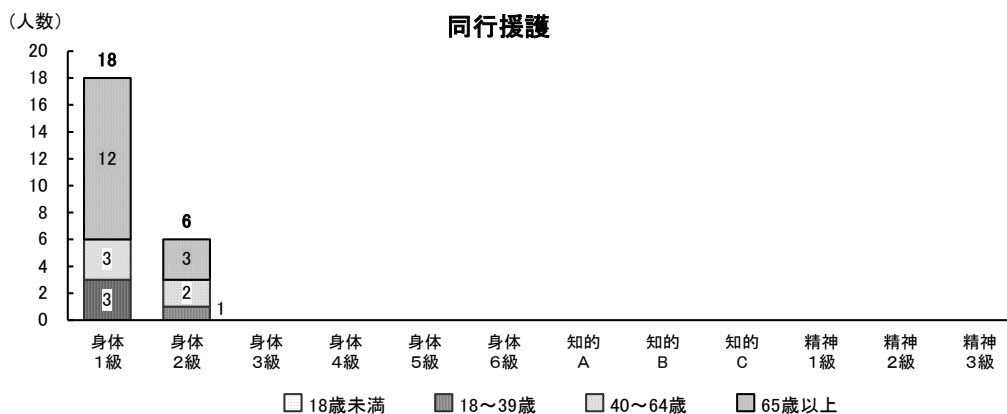
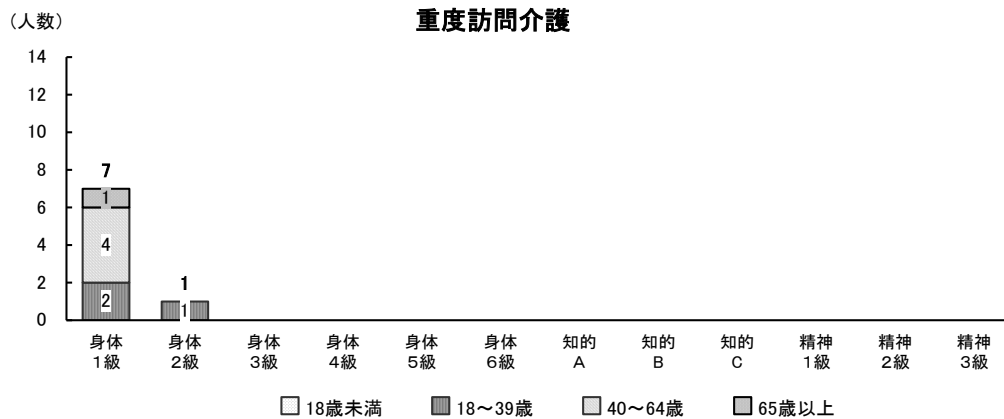
【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給時間】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100（%）で算出したもの



身体とは、身体障がい者手帳（1級～6級）を所持している人のことです。知的とは、療育手帳（A～C判定）を所持している人のことです。精神とは、精神障がい者保健福祉手帳（1級～3級）を所持している人のことです。



(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 居宅介護の利用実績は増加しており、その内容（身体介護・身体介護共同実践・家事援助・家事援助育児支援・通院等介助）について、それぞれの利用状況が分かると利用者の生活課題やニーズがより明確になります。
- 行動援護の利用ニーズは高いですが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できるような事業所が少ないため、行動援護の希望者が移動支援事業を利用して外出している事例があります。
- 重度訪問介護は、知的障がいのある人や精神障がいのある人も対象となったため、今後、利用希望者が増加します。

【2 日中活動系サービス等】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数 支給日数	利用率
生活介護	人	207	220	106.3	283	313	110.7	423	365	86.3	487	465	95.5	524	458	87.4	500	91.6
	延べ日数	2,857	3,665	128.3	3,905	5,712	146.3	5,837	6,864	117.6	9,412	8,370	88.9	9,955	8,448	84.9	10,754	
自立訓練 (機能訓練)	人	5	2	40.0	7	4	57.2	9	1	11.1	4	4	100.0	4	1	25.0	3	33.3
	延べ日数	75	21	28.0	105	65	62.0	135	21	15.6	65	54	83.1	65	3	4.6	38	
自立訓練 (生活訓練)	人	11	12	109.1	21	12	57.2	31	11	35.5	12	10	83.3	12	9	75.0	6	150.0
	延べ日数	242	218	90.1	462	241	52.2	682	219	32.1	252	158	62.7	252	125	49.6	123	
就労移行 支援	人	12	12	100.0	24	25	104.2	37	35	94.6	51	50	98.0	64	55	85.9	84	65.5
	延べ日数	230	226	98.3	461	418	90.7	710	616	86.8	918	899	97.9	1,152	830	72.0	1,859	
就労継続支援 (A型)	人	30	7	23.3	30	20	66.7	30	33	110.0	46	57	123.9	59	108	183.1	131	82.4
	延べ日数	660	152	23.0	660	425	64.4	660	705	106.8	988	1,039	105.2	1,267	2,103	166.0	3,005	
就労継続支援 (B型)	人	153	141	92.2	156	151	96.8	228	238	104.4	230	265	115.2	240	288	120.0	329	87.5
	延べ日数	2,907	2,607	89.7	2,964	2,818	95.1	4,332	4,315	99.6	3,902	4,537	116.3	4,077	5,027	123.3	7,370	
療養介護	人	4	3	75.0	5	3	60.0	6	3	50.0	3	16	533.3	3	15	500.0	15	100.0

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

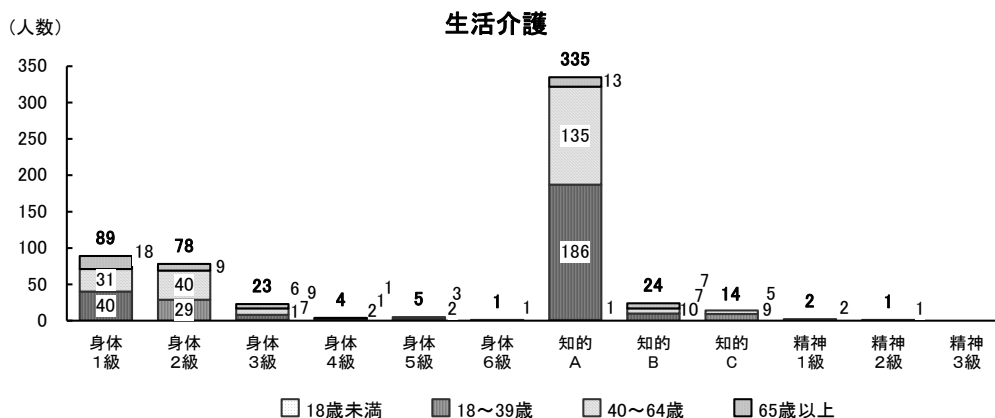
【実績】 その年度の3月分の利用実績

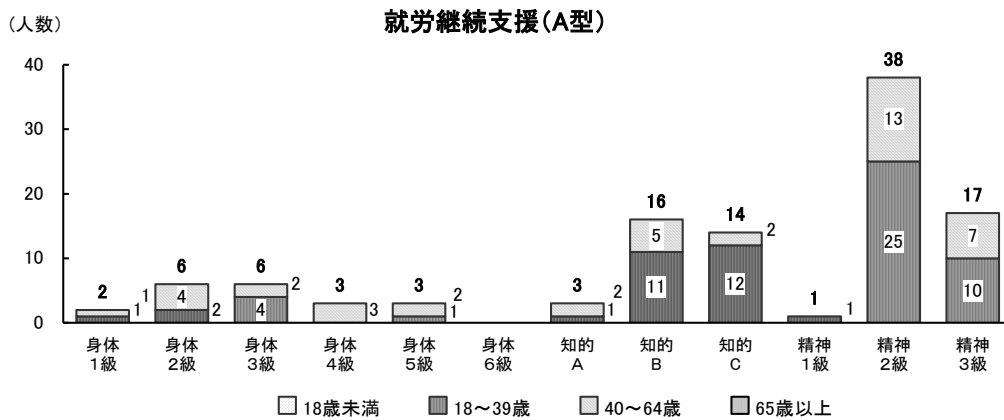
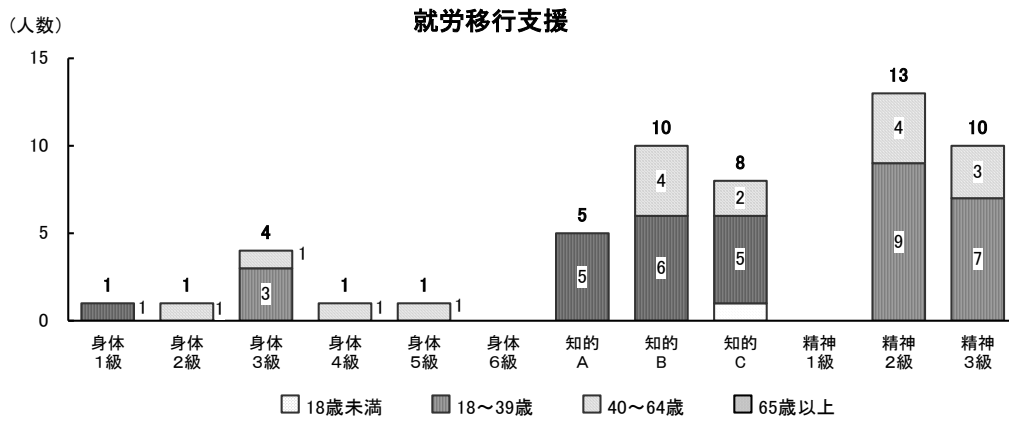
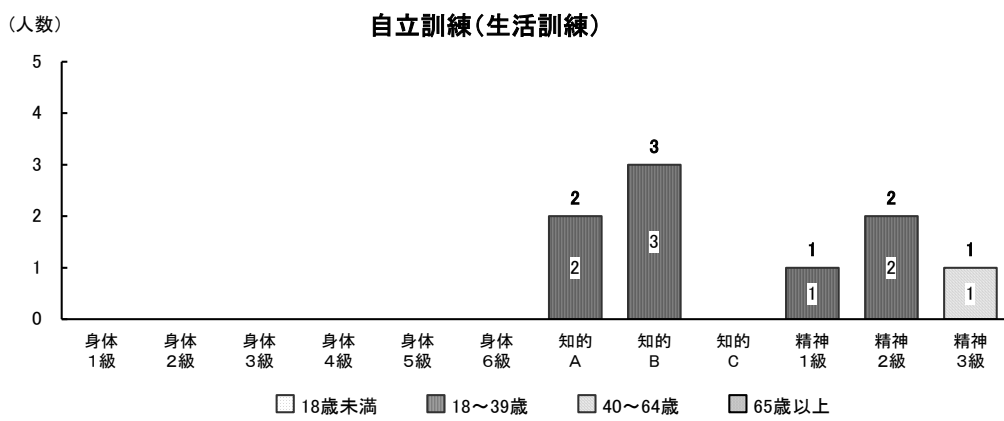
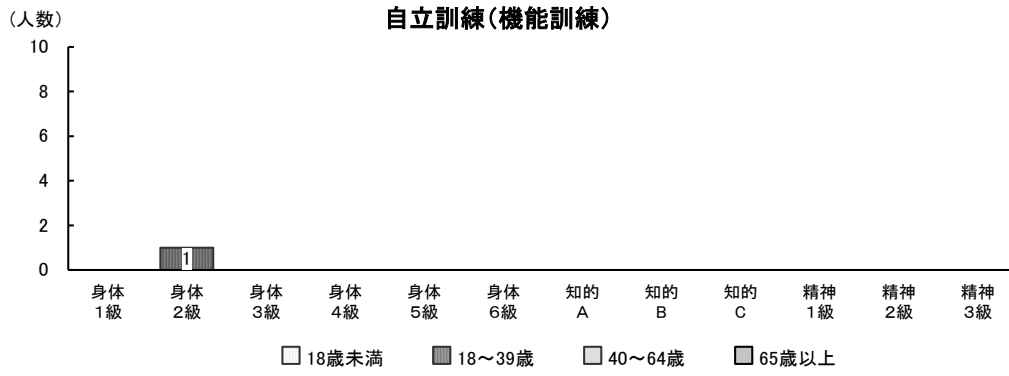
【達成率】 実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

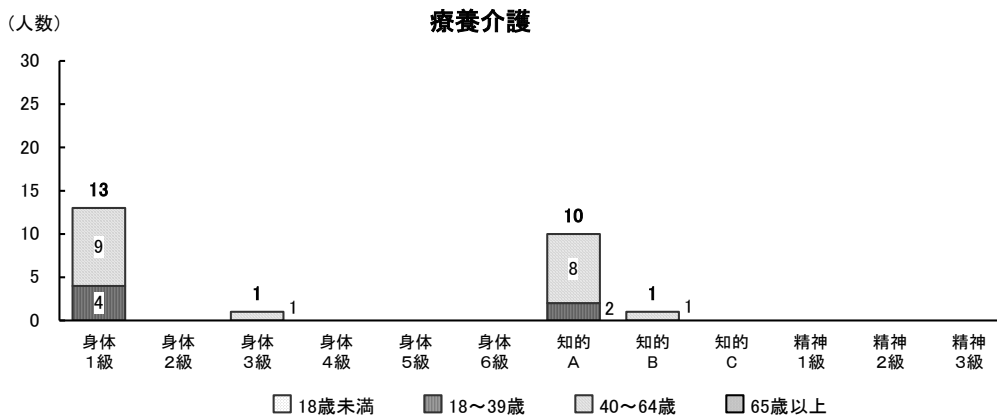
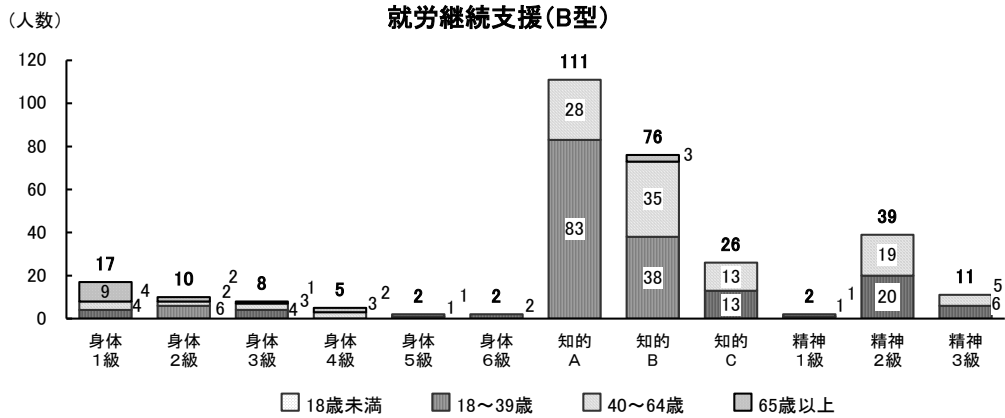
【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの







(平成 26 年 3 月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 就労継続支援A型の利用者及び施設数（定員）が前年の2倍に急増しており、利用実績も見込み量を大きく上回っています。
- 生活介護及び就労継続支援は、事業所の所在地に地域的な偏りがあるため、利用者が事業所を自由に選択できる状況にはありません。

【3 居住系サービス】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数 支給日数	利用率
児童デイサービス	人	254	316	124.5	266	354	133.1	277	442	159.6	—	—	—	—	—	—	—	—
	延べ日数	2,794	3,232	115.7	2,926	3,846	131.5	3,047	4,950	162.5	—	—	—	—	—	—	—	—
短期入所	人	67	62	92.6	68	75	110.3	70	80	114.3	101	103	102.0	114	130	114.0	473	27.5
	延べ日数	462	422	91.4	469	451	96.2	483	509	105.4	606	412	68.0	684	575	84.1	2,432	—
共同生活援助・共同生活介護	人	70	64	91.5	88	68	77.3	110	78	70.9	77	92	119.5	85	97	114.1	104	93.3
施設入所支援	延べ日数	47	45	95.8	108	91	84.3	179	106	59.2	184	182	98.9	179	174	97.2	179	97.2

(平成24年度から児童デイサービスは児童発達支援と放課後等デイサービスに分かれました。)

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

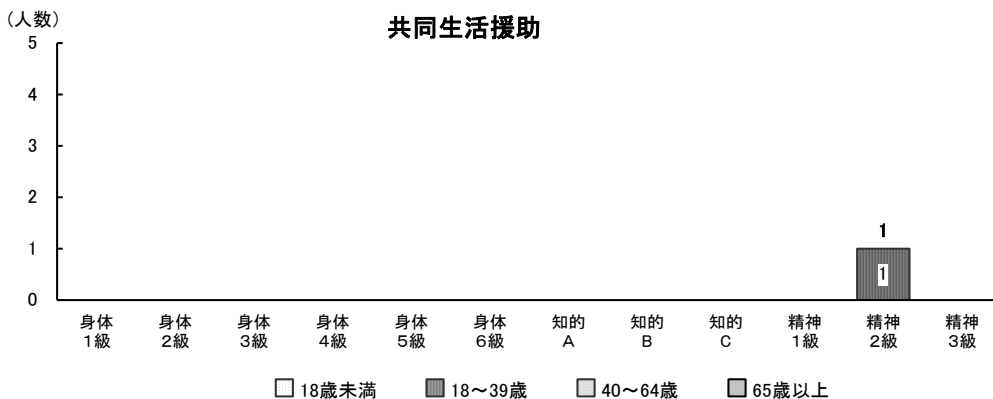
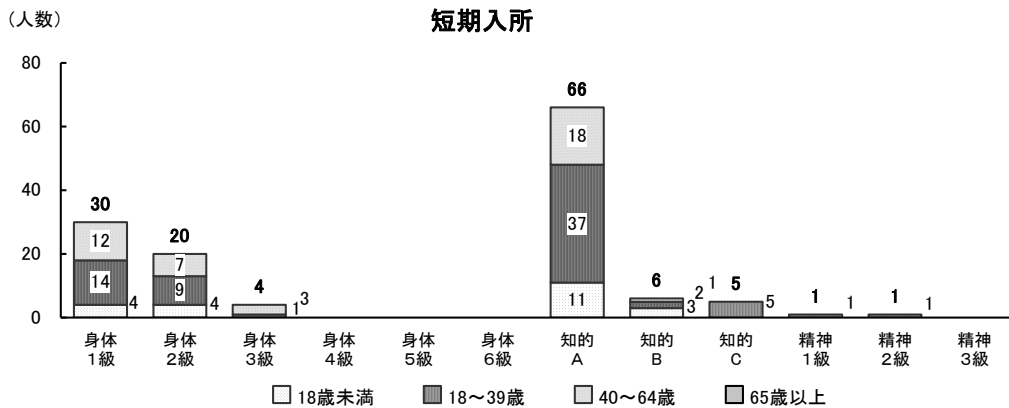
【実績】 その年度の3月分の利用実績

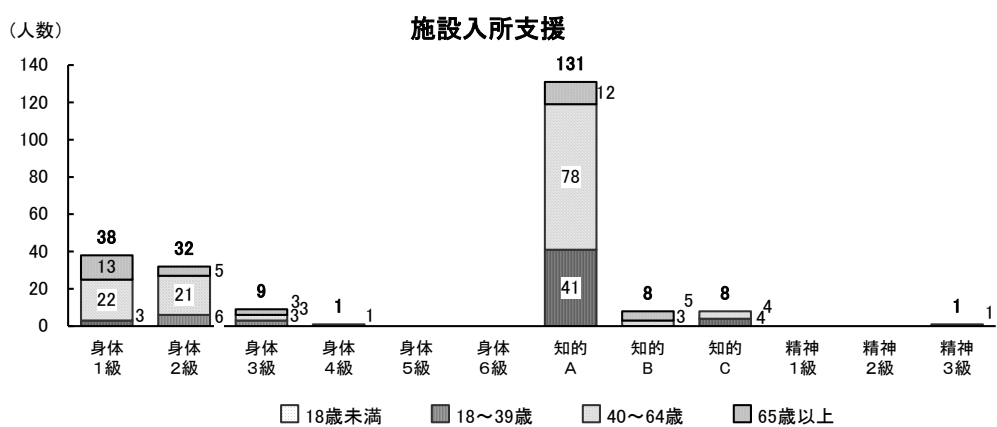
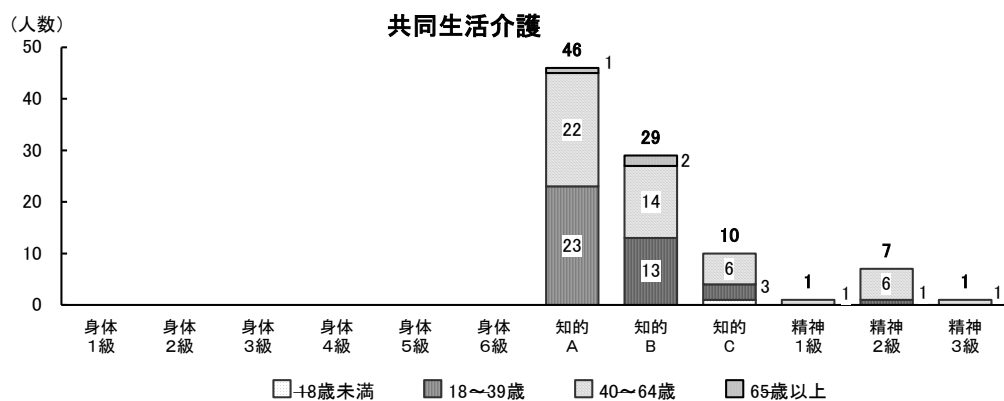
【達成率】 実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの





(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 短期入所は、家族が病気になった時に利用するつもりで支給決定を受けている人も多く、週末に利用したくても満員で利用できないときがあるなど、曜日によって利用状況が偏っています。
- グループホーム（共同生活援助）の利用実績は年々増加しており、利用実績が見込み量を上回っています。
- 支給決定を受けていない人でもグループホームに入所したい意向を持っている障がいのある人は多く、住み慣れた市内での施設整備が必要です。

【4 相談支援】

区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率
相談支援	人	3	0	0.0	3	0	0.0	4	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
計画相談支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	22	25.9	723	127	17.6	127	100.0
地域移行支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	33.3	3	0	0.0	1	0.0
地域定着支援	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0.0	6	0	0.0	0	—

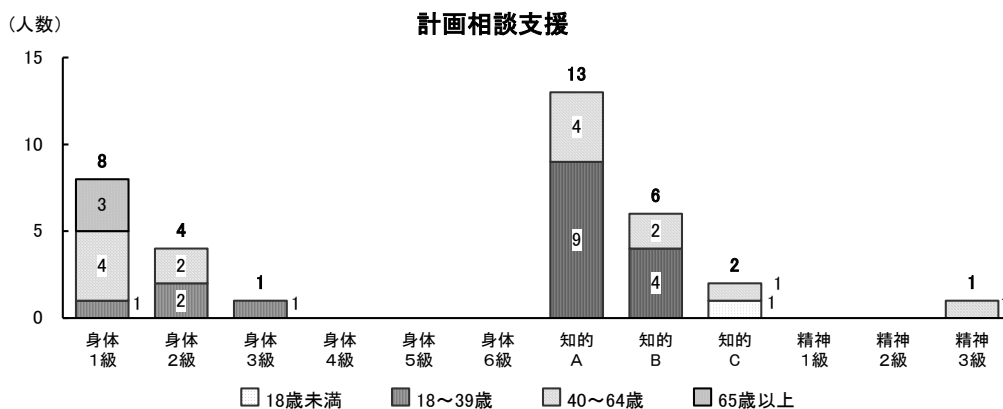
【見込み量】1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度の3月分の利用実績

【達成率】実績÷見込み量×100(%)で算出したもの

【支給決定者数】その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】実績÷支給決定者数×100(%)で算出したもの



(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 計画相談支援は、利用実績が見込み量を著しく下回っており、その差はセルフプランを作成することで対応しています。
(セルフプランの件数：平成24年度実績0件、平成25年度実績413件)
- 計画相談支援の事業所数が不足する中で、複数のサービス調整が必要な人が計画相談支援の利用を待たされる状況があり、計画相談支援の機会を効率的に利用する仕組みが必要です。
- 質の高い計画相談支援が選択できる体制を段階的に整備する必要があります。

【5 障がい児通所支援】

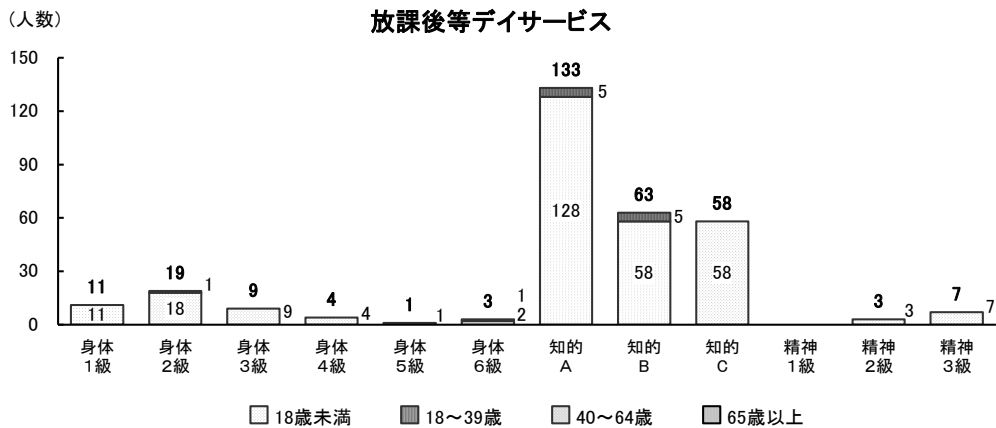
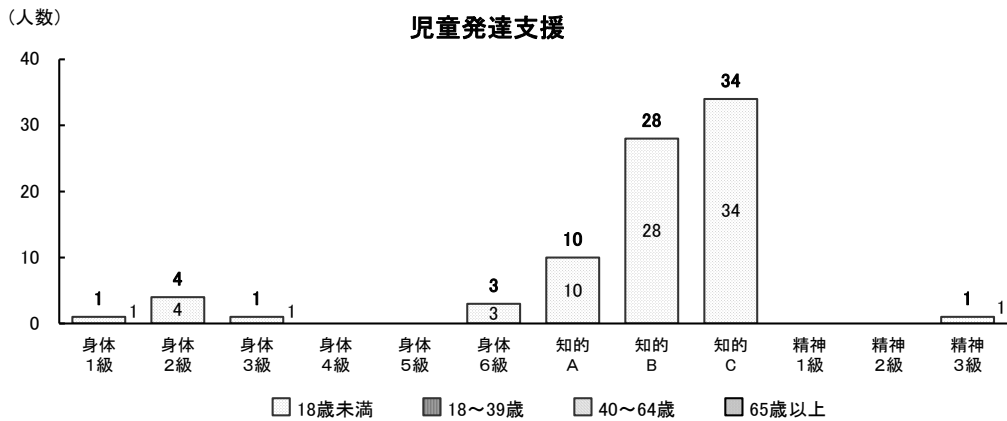
区分	単位	平成 24 年度			平成25年度		
		実績	支給決定者数 支給日数	利用率	実績	支給決定者数 支給日数	利用率
児童発達支援	人	209	289	72.3	234	309	75.5
	延べ 日数	1,576	6,178		1,636	5,609	
医療型児童発達支援	人	1	1	100.0	0	0	—
	延べ 日数	1	15		0	0	
放課後等デイサービス	人	280	358	78.2	285	429	66.4
	延べ 日数	3,829	8,154		4,141	9,335	
保育所等訪問支援	人	0	0	—	0	0	—
	延べ 日数	0	0		0	0	
障がい児相談支援	人	0	0	—	13	13	46.2

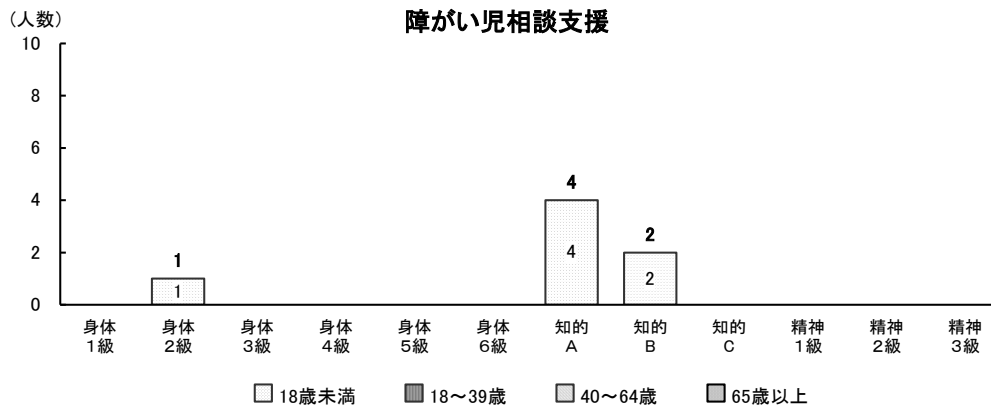
【実績】 その年度の3月分の利用実績

【支給決定者数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数

【支給日数】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した日数

【利用率】 実績÷支給決定者数×100（％）で算出したもの





(平成26年3月利用分です。障がい重複しているときは、それぞれ計上しています。)

【評価】

- 障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用実績は増加しています。
- 障がい児相談支援の施設数と利用実績は増加しています。

4

地域生活支援事業の実績と評価

区分	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度					
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給 決定者数	利用率	
障がい者相談支援事業																			
実施カ所数	事業所数	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0	4	5	125.0			
相談員数	人	9	9	100.0	9	9	100.0	9	9	100.0	9	9	100.0	9	12	133.3			
相談件数	件	7,400	6,825	92.2	7,585	6,633	87.4	7,736	7,238	93.6	8,083	6,249	77.3	8,808	7,803	88.6			
地域自立支援協議会	実施回数	—	3	—	—	3	—	—	3	—	—	3	—	—	3	—			
住宅入居等支援事業	実施状況	—	未実施	—	—	未実施	—	—	未実施	—	—	未実施	—	—	未実施	—			
成年後見制度利用支援事業	件	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	3	—	—	6	—			
意思疎通支援事業																			
手話通訳者窓口設置者数	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0			
手話通訳者派遣件数	件	440	376	85.5	460	329	71.5	480	490	102.1	372	470	126.3	377	562	149.1			
要約筆記者派遣件数	件	10	6	60.0	12	3	25.0	14	7	50.0	6	3	50.0	6	8	133.3			
移動支援事業	人	319	246	77.2	327	240	73.4	335	244	72.8	258	282	109.3	263	292	111.0	495	59.0	
	時間	26,796	17,719	66.2	27,468	16,502	60.1	28,140	16,330	58.0	18,060	20,512	113.6	18,410	20,956	113.8			
地域活動支援センター事業	事業所数	10	11	110.0	11	13	118.2	13	14	107.7	市 17 他市 4	8 6	47.1 150.0	市 19 他市 4	9 7	47.4 175.0			
	人	129	126	97.7	133	138	103.8	151	138	91.4	市 156 他市 15	154 8	98.7 53.3	市 165 他市 15	199 13	120.6 86.7	247	85.8	
日中一時支援事業	人	88	139	158.0	90	188	208.9	92	222	241.3	270	260	96.3	311	265	85.2	389	68.1	
	回	1,487	2,648	178.1	1,521	5,247	345.0	1,555	6,893	443.3	7,536	8,033	106.6	8,680	7,160	82.5			
生活サポート事業	人	—	—	—	—	—	—	—	0	—	1	0	0.0	1	0	0.0	0	—	
	時間	—	—	—	—	—	—	—	0	—	15	0	0.0	15	0	0.0			
訪問入浴サービス事業	件	1,008	825	81.9	1,008	830	82.4	1,056	1,084	102.7	836	1,248	149.3	841	1,236	147.0	1,776	69.6	
更生訓練費給付事業	人	—	—	—	—	—	—	—	20	—	6	13	216.7	6	9	150.0			
施設入所者就職支度金給付	人	—	—	—	—	—	—	—	2	—	3	1	33.3	3	3	100.0			
自動車運転免許取得・改造助成事業	免許件	—	—	—	—	—	—	—	3	—	5	7	140	5	3	60.0			
	改造件	—	—	—	—	—	—	—	13	—	5	15	300	5	8	160.0			

区分	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度				
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	支給決定者数	利用率
日常生活用具給付事業	件	3,928	4,215	107.3	4,046	4,810	118.9	4,167	4,900	117.6	5,404	5,540	102.5	5,701	5,587	98.0		
介護・訓練支援用具	件	16	9	56.3	16	16	100.0	16	9	56.3	16	15	93.8	16	22	137.5		
自立生活支援用具	件	52	31	59.6	54	39	72.2	56	53	94.6	46	56	121.7	48	45	93.8		
在宅療養等支援用具	件	57	42	73.7	59	48	81.4	61	45	73.8	52	38	73.1	54	39	72.2		
情報意思疎通支援用具	件	48	40	83.3	49	44	89.8	50	27	54.0	47	24	51.1	49	38	77.6		
排泄管理支援用具	件	3,751	4,090	109.0	3,864	4,649	120.3	3,980	4,760	119.6	5,243	5,400	103.0	5,540	5,432	98.1		
居宅生活動作補助用具	件	4	3	75.0	4	14	350.0	4	6	150.0	14	7	50.0	14	11	78.6		

【見込み量】年間で、そのサービスを利用する人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】その年度のサービスを利用した人の実人数とその延べ利用時間又は延べ日数

【達成率】実績÷見込み量×100（％）で算出したもの

【支給決定者数】その年度において、そのサービスの支給決定している人数

【利用率】実績÷支給決定者数×100（％）で算出したもの

【評価】

- ・成年後見制度利用支援事業の利用実績は増加していますが、利用要件に該当しないため利用したくても利用できない人もいます。
- ・移動支援の利用実績は増加していますが、土曜、日曜、祝休日などは利用者が集中するため、利用したいときに利用できない場合があります。
- ・地域活動支援センター事業の利用実績は増加していますが、相談機能を有した地域活動支援センターが市内にないため、身近で相談できるような場所が必要です。

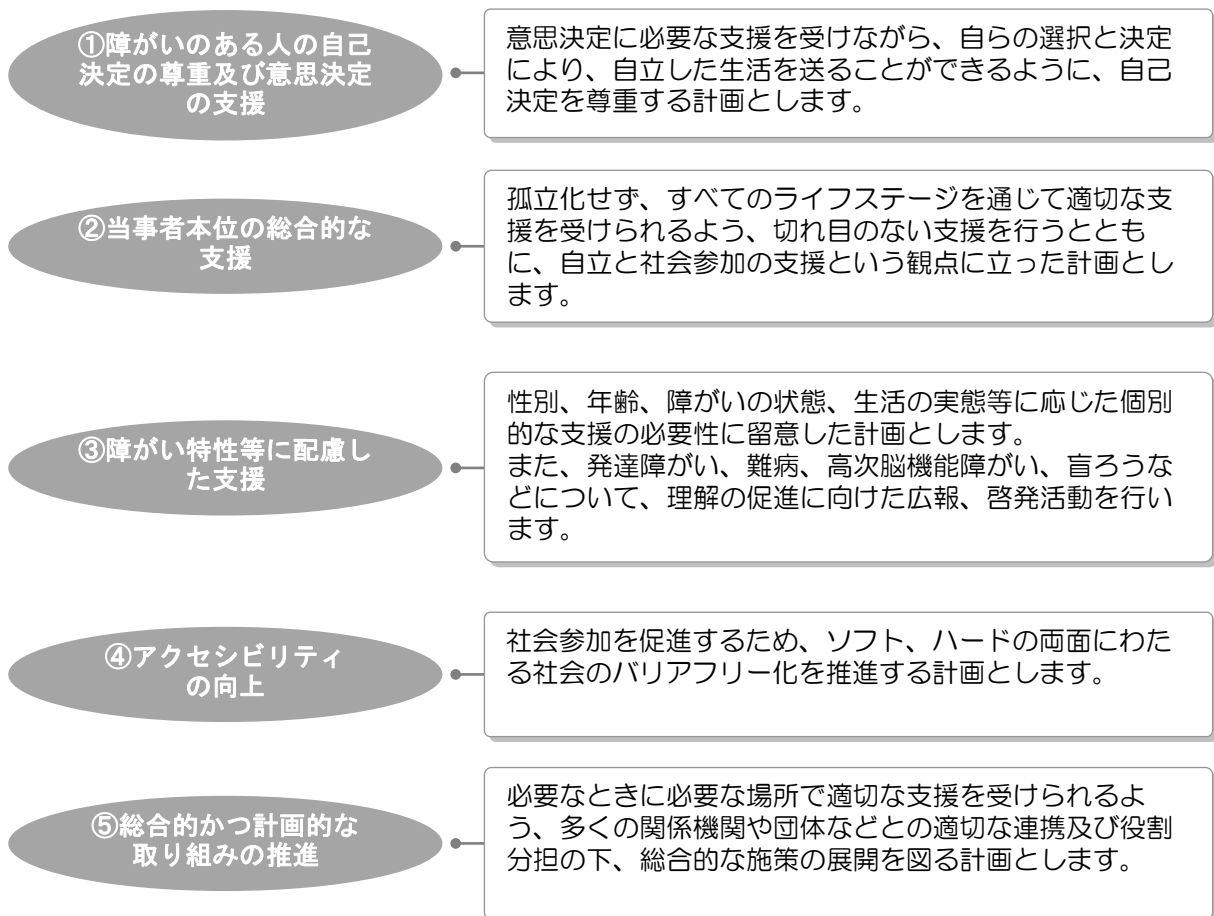
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則して、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することとし、前計画における理念を継承し『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。

2 基本的視点

基本理念を実現するため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。



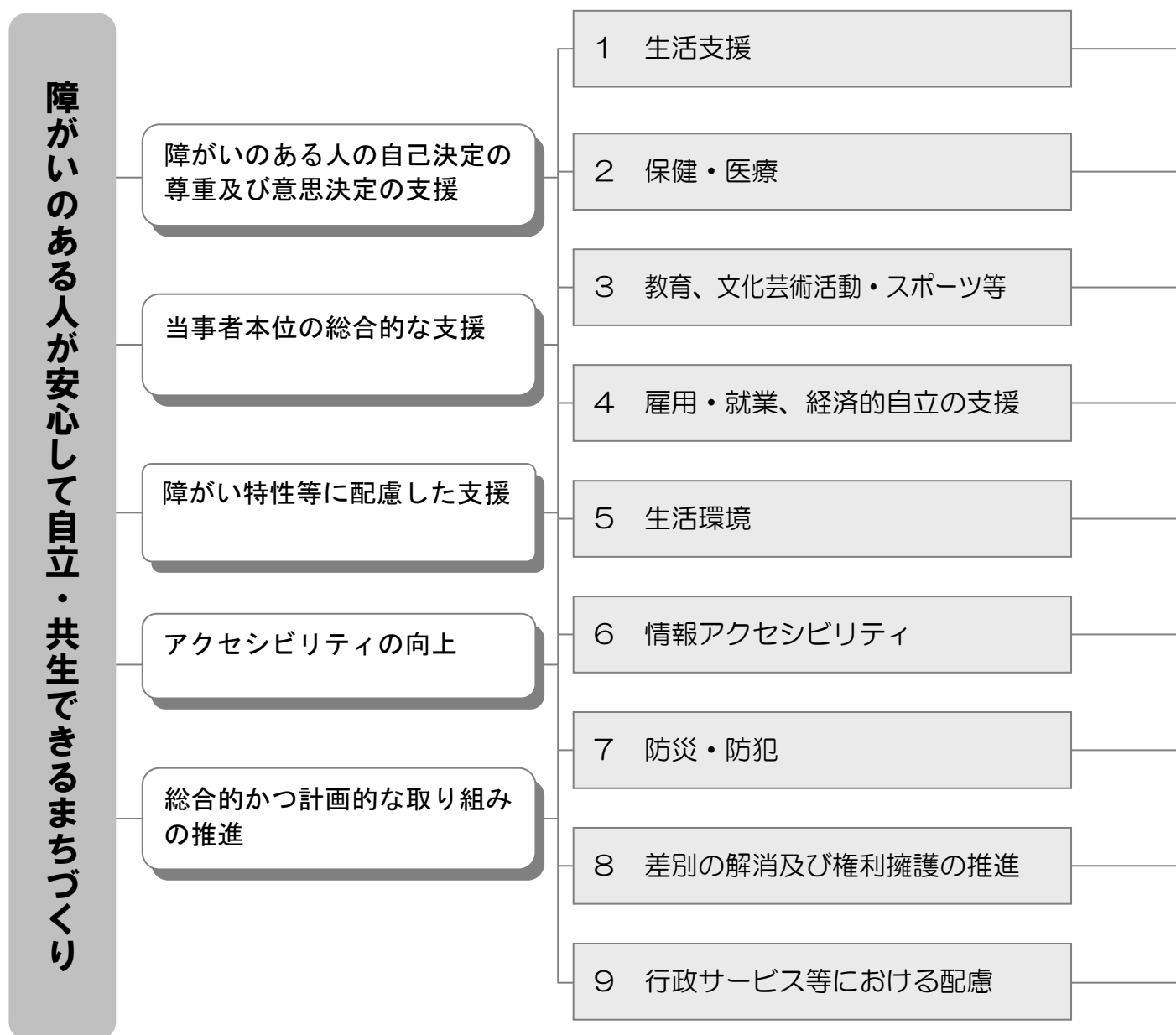
3 施策の体系

基本理念を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、1生活支援、2保健・医療、3教育、文化芸術活動・スポーツ等、4雇用・就業、経済的自立の支援、5生活環境、6情報アクセシビリティ、7防災・防犯、8差別の解消及び権利擁護の推進、9行政サービス等における配慮の9つの分野で網羅的に施策の推進に取り組みます。

基本理念

基本的視点

分野



基本的方向

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 障がい福祉サービスの充実 | ② 地域生活支援事業の充実 |
| ③ 障がい児支援の充実 | ④ 自立した生活を支えるサービスの推進 |

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減 | ③ 難病施策の推進 |
| ② 精神保健福祉施策の推進 | |

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 教育環境の充実 | ② 障がい福祉教育の充実 |
| ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ④ 文化芸術活動の推進 |

- | |
|-------------|
| ① 障がい者雇用の促進 |
| ② 福祉的就労の充実 |

- | |
|---------------|
| ① 福祉のまちづくりの推進 |
| ② 住環境の整備 |

- | |
|-------------|
| ① 情報提供の充実 |
| ② 意思疎通支援の充実 |

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 防火・防災対策の充実 | ② 防犯対策の充実 |
| ③ 見守り活動の充実 | |

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 障がいを理由とする差別の解消の推進 | ② 権利擁護の推進 |
| ③ 障がい福祉教育の充実 | |

- | |
|-------------------------|
| ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進 |
| ② 選挙における配慮 |

第4章 施策の推進

1 生活支援

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、約8割の人が自宅やグループホームなど、地域社会で暮らしたいという意向を持っています【63 頁参照】。また、介助者が介助する上で困っていることでは、「心身が疲れる」が約5割、「必要な時に他の人に介助を頼めない」が約3割となっています【65 頁参照】。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「急に体調が悪くなったときの対応」が約2割となっています【64 頁参照】。

さらに、障がいのある人やその家族の相談に総合的に応じる障がい者生活支援センターの認知度は約3割と低く、前回調査の約4割から改善がみられません【69 頁参照】。

これらの現状から、障がいのある人やその家族が現在直面している生活課題、将来への不安や希望などを把握し、障がいのある人が必要な時に必要な支援を身近な場所で受けられるような体制の整備が課題となっています。

また、障がい福祉サービス・相談支援の実績から、計画相談支援は利用実績が見込み量を著しく下回っており、計画相談支援の事業所数が不足する中で、計画相談支援の機会を効率的に利用する仕組みと計画相談支援が選択できる体制の段階的な整備が必要です。

■ 基本的方向

障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。また、発達障がいのある人や難病患者も含めた障がいに関する相談等を総合的に行える相談支援体制の充実を図ります。

- ①障がい福祉サービスの充実
- ②地域生活支援事業の充実
- ③障がい児支援の充実
- ④自立した生活を支えるサービスの推進

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい福祉サービスの充実	ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 障がい者福祉施設整備補助を行います。 地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。
	重点	
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援を周知します。 基幹相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する助言指導を行います。 相談支援専門員の増員を図ります。 地域自立支援協議会で計画相談支援の効率的な利用を検討します。
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 居宅介護、生活介護等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案内をします。
	オ 居宅介護、生活介護等の指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導します。 地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 地域生活支援拠点整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> 保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点の整備を検討します。
② 地域生活支援事業の充実	ア 意思疎通支援、日常生活用具給付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の手話通訳者の設置を充実します。 医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。

基本的方向	施策	取り組み
重点	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業所への実地指導を実施します。 地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。 地域活動支援センターⅠ型の設置について検討します。
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業所への実地指導を行います。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。
	エ 地域生活支援サービスの医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等に対する喀痰吸引等研修の案内をします。
	オ 地域生活支援サービスの指定基準遵守及び利用者のニーズの聴取	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業所への実地指導を行います。 地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施します。
	カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 発達障害支援指導者養成研修の案内をします。 事業者間研修を実施します。
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 障がい福祉サービスガイドで周知します。 基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。
	③ 障がい児支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業拡大や受け入れ体制の充実
	イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。 愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。

基本的方向	施策	取り組み
重点	ウ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修の案内をします。 ・発達障害支援指導者養成研修の案内をします。 ・地域自立支援協議会において事例検討や学習会を開催します。
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会で支援体制づくりについて検討します。
	キ 障がい児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育の体制を整備します。
	ク 障がい児の巡回相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による保育士と保護者への巡回指導を行います。 ・障がい児巡回相談を実施します。
	ケ 保育士の知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育関係研修を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。
	コ 放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で障がいのある児童の受け入れを行います。
	サ ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達などに問題や不安を抱える子どもの指導や相談を実施します。
	シ 地域での早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・療育についての理解を深める講座を開催します。 ・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。

基本的方向	施策	取り組み
④ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者扶助料を支給します。 特定疾患患者等健康管理手当を支給します。 外国人重度障がい者福祉手当を支給します。
	イ 日常生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。 寝具乾燥サービスを実施します。 車いすの貸出を実施します。 配食サービス利用を助成します。 緊急通報システムを設置します。 さわやか収集事業を実施します。
	ウ 交通費等の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用券を支給します。 自動車燃料利用券を支給します。 リフト付タクシー利用券を支給します。 かすがいシティバス利用者・付添人の運賃を減免します。 勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。
	エ 医療費の助成と健康診断書料の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。 福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料を一部助成します。
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関するマークのパネル展示を行います。 イベント等でのPRを行います。
	カ 障がい者相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員を設置します。 知的障がい者相談員を設置します。
	キ 宿泊体験の支援	<ul style="list-style-type: none"> グループホームなどの体験利用を支援します。
	ク 居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	施設入所者の削減数（平成 17 年度からの累計）	19 人	27 人
2	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成 17 年度からの累計）	36 人	79 人
3	発達障害支援指導者の数	4 人	7 人
4	相談支援専門員の数	9 人	18 人
5	サービス等利用計画※を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合	16.4%	23%
6	障がい者生活支援センターを知っている人の割合	52.0%	70%
7	家族が介助を負担に感じている人の割合	64.3%	45%

※サービス等利用計画には、セルフプランも含まれます。

障がい福祉サービス・相談支援の活動指標

障がい福祉サービス・相談支援	単位/月	実績		活動指標		
		平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス						
居宅介護	人	278	295	327	342	358
	時間	5,478	5,852	6,546	6,903	7,262
重度訪問介護	人	9	8	12	13	14
	時間	1,205	482	720	780	840
同行援護	人	14	25	26	27	28
	時間	106	249	260	270	280
行動援護	人	23	22	25	26	27
	時間	293	282	317	335	345
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0
日中活動系サービス等						
生活介護	人	465	458	543	552	560
	延べ日数	8,370	8,448	9,569	9,700	9,820
自立訓練（機能訓練）	人	4	1	4	5	6
	延べ日数	54	3	59	70	84
自立訓練（生活訓練）	人	10	9	2	3	4
	延べ日数	158	125	16	24	32
就労移行支援	人	50	55	69	79	88
	延べ日数	899	830	1,024	1,120	1,216
就労継続支援（A型）	人	57	108	116	119	122
	延べ日数	1,039	2,103	2,256	2,313	2,367
就労継続支援（B型）	人	265	288	286	310	335
	延べ日数	4,537	5,027	5,087	5,647	6,242
療養介護	人	16	15	17	18	19
居住系サービス						
短期入所	人	103	130	139	143	146
	延べ日数	412	575	617	632	647
共同生活援助（GH）	人	92	97	137	161	166
施設入所支援	人	182	174	172	169	166
相談支援						
計画相談支援	人	3	13	50	65	80
地域移行支援	人	1	0	3	3	3
地域定着支援	人	0	0	1	1	1
障がい児通所支援						
児童発達支援	人	209	234	285	317	351
	延べ日数	1,576	1,636	1,779	1,832	1,883
医療型児童発達支援	人	1	0	1	1	1
	延べ日数	1	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人	280	285	314	322	330
	延べ日数	3,829	4,141	4,481	4,599	4,713
保育所等訪問支援	人	0	0	2	3	4
	延べ日数	0	0	6	9	12
障がい児相談支援	人	0	3	13	20	28

【活動指標】

活動指標とは、成果目標を達成するために、指標となる数値（活動量）を定めたものです。
少なくとも年1回は実績を把握して、計画の達成状況等进行分析・評価を行います。

各年度の活動指標は、1か月当たりで、そのサービスを利用する人の数とその時間又は日数です。
計画相談支援、障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し12か月で除した値）です。
計画相談支援、障がい児相談支援の利用実人数は、それぞれ

【平成24年度実績】22人、0人 【平成25年度実績】127人、13人
【平成27年度】220人、50人 【平成28年度】280人、80人 【平成29年度】340人、110人です。

■ 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業		単位/年	実績		見込み量		
			平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	事業所数	か所	4	5	5	5	5
	相談員数	人	9	12	12	12	12
	相談件数	件	6,249	7,803	8,369	8,583	8,781
成年後見制度利用支援事業		人	3	6	8	10	12
意思疎通支援事業	手話通訳者窓口設置者数	人	1	1	1	1	1
	手話通訳者派遣件数	件	470	562	603	618	632
	要約筆記者派遣件数	件	3	8	9	10	11
移動支援事業		人	282	292	314	322	330
		時間	20,512	20,956	22,855	23,440	23,980
地域活動支援センター事業	市分	か所	8	9	10	11	12
		人	154	199	200	220	240
	他市町分	か所	6	7	7	7	7
		人	8	13	9	9	9
日中一時支援事業		人	260	265	290	297	304
		回	8,033	7,160	8,951	9,180	9,391
訪問入浴サービス事業		件	1,248	1,236	1,391	1,426	1,459
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件	15	22	24	25	26
	自立生活支援用具	件	56	45	62	63	64
	在宅療養など支援用具	件	38	39	42	43	44
	情報・意思疎通支援用具	件	24	38	41	42	43
	排泄管理支援用具	件	5,400	5,432	6,017	6,171	6,313
	居宅生活動作補助用具	件	7	11	12	13	14
	合計	件	5,540	5,587	6,198	6,357	6,504
更生訓練費給付事業		人	13	9	14	15	16
施設入所者就職支度金給付		人	1	3	4	5	6
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得助成	件	7	3	8	9	10
	自動車改造助成	件	15	8	9	10	11
各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。							

2 保健・医療

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、医療について困ったことや不便に思ったことについて、「特に困ったことはない」の割合が約 5 割と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい（病状）のため症状を正確に伝えられない」の割合がそれぞれ約 1 割となっています【70 頁参照】。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

さらに、内部障がいの発生を予防するために、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。難病患者については、総合的な相談支援が求められています。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた、適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。特に、精神保健福祉や難病に関する施策の充実を図ります。

また、保健・医療について適切なサービスの提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めます。

- ①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減
- ②精神保健福祉施策の推進
- ③難病施策の推進

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診促進と各種検査、保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を実施します。 ・ 特定保健指導を行います。 ・ 後期高齢者健康診査を実施します。 ・ 新生児聴覚スクリーニングを実施します。
	イ メンタルヘルス相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス相談を実施します。 ・ ゲートキーパー養成講座を開催します。 ・ こころの健康について知識の普及啓発を行います。
	ウ かかりつけ医の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載します。
	エ リハビリテーション事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理リハビリテーション事業を実施します。 ・ 音楽療法を実施します。
	オ 発達や言語に心配のある子どもと親の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導を実施します。 ・ 発達相談を実施します。 ・ 早期に療育につなげる支援を行います。
② 精神保健福祉施策の推進	ア 社会復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターによる相談支援を行います。 ・ グループ活動を支援します。 ・ 障がい者の居場所・交流の場づくり事業を実施します。
	イ 退院の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターや医療機関と連携した退院支援を行います。 ・ 地域自立支援協議会で退院促進について検討します。
	ウ 医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。
③ 難病施策の推進	ア 障がい福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知及び保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報及びホームページへ特集記事を掲載します。 ・ 障がい福祉サービスガイドで周知します。 ・ 保健所との連携を強化します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	181 人	222 人
2	精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施箇所数	3 箇所	6 箇所
3	特定健康診査の受診率	35.1%	50%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除きます。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

■ 現状と課題

アンケート調査の結果では、児童の日中の居場所について、「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が約 3 割を超えて最も高く、次いで「特別支援学校」の割合が約 3 割となっており、保育所、幼稚園などを含めると約 8 割の児童が通学・通園しています【66 頁参照】。現在の児童の日中の居場所について、困っていることについては、「特にない」の割合が約 4 割である一方で、「先生の理解が足りない」「児童・生徒の理解が足りない」がそれぞれ約 1 割あります【67 頁参照】。また、今後充実させてほしい支援については、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合がそれぞれ約 3 割と高くなっています【68 頁参照】。

このため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある子どもが身近な場所で、個々の能力や障がい特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることが必要です。

文化芸術活動・スポーツについては、外出の頻度について、障がいのある人すべてで、「毎日」と「一週間に 3～6 日程度」の合計が約 5 割となっている【74 頁参照】一方で、自分の楽しみに使う時間の過ごし方については、全体的に「テレビを見る」の割合が高く 5 割を超えています【71 頁参照】。

このため、障がいのある人が安心して、積極的に文化芸術活動、スポーツに親しむことのできる環境を整備し、社会参加の機会をつくる必要があります。

福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数については、第 2 次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

個々の障がいのある子どもにあった教育を、障がいのない子どもと受けることができるよう、教職員の理解を深めることや教育内容の改善・充実を図ります。

また、障がいのある人が文化活動やスポーツ、レクリエーションなどのさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

①教育環境の充実

②障がい福祉教育の充実

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

④文化芸術活動の推進

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。 ・校内研修を開催します。
	イ 特別支援教育支援員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の特別支援学級へ特別支援教育支援員（介助員）を配置します。 ・通常学級へ特別支援教育支援員を試行的に配置します。
	ウ 未就学児の早期教育相談、児童・生徒の就学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の教育委員会窓口における就学相談を実施します。 ・未就学児の就学相談活動を教育研究所の就学支援員が実施します。 ・未就学児の就学を就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・児童・生徒の就学を校内就学支援委員会、就学支援委員会が保護者と一緒に取り組みます。 ・愛知県教育委員会や特別支援学校などの実施する教育相談を紹介します。 ・教育委員会に社会福祉士等の資格を有するスクール・ソーシャルワーカーを配置します。
	エ 特別支援教育連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置を検討します。
	オ サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。
	カ バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級のトイレを洋式化します。
② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。

基本的方向	施策	取り組み
	イ 交流学习などの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 • けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 • 障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 成績優秀者の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に春日井市スポーツ賞を交付し、顕彰します。
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）で各種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者スポーツ教養文化講座を開催します。 • 「交流の日」事業を実施します。
	ウ 利用料金の減免	<ul style="list-style-type: none"> • 温水プールなどの利用料金を減免します。
	エ レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会が実施する高齢者や障がいのある人が参加できる地域のいきいきサロンの開催を支援します。
④ 文化芸術活動の推進	ア 手話通訳者、要約筆者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> • 講演会や展覧会などに手話通訳者、要約筆者を派遣します。
	イ 各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> • 手とり足とりパソコン講座を開催します。 • 実践パソコン講座を開催します。 • 障がいの特性に配慮した講座を開催します。
	ウ 創作活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者作品展を開催します。 • 障がい者週間啓発事業を実施します。
	エ 図書の実と読書サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> • 録音図書、点字図書を作製します。 • ボランティアによる対面読書を行います。 • 図書無料郵送貸出を実施します。
	オ ボランティアなど人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> • 点訳奉仕員養成講座を開催します。 • 「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 • 手話奉仕員養成講座を開催します。 • やさしい手話講座を開催します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	7,564 人	10,000 人
2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	24 件	32 件
3	サポートブックの利用者の数	37 人	100 人

4 雇用・就業、経済的自立の支援

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、現在の就労状況は、障がいのある人すべてで、「働いていない」の割合が約4割と高くなっており、精神障がいのある人では5割を超えています【72 頁参照】。一方、現在働いていない精神障がいのある人では「働きたいと思う」と答えている人の割合が約5割となっており、精神障がいのある人を就労につなげていく支援が必要です【73 頁参照】。

また、就労に必要な支援や配慮については、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が約5割と高く、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合がそれぞれ約4割と高くなっているなど、それぞれの障がいの特性に応じた配慮が求められています【73 頁参照】。

福祉施設を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた就労機会の拡大と、短時間勤務などの柔軟な雇用形態を支援するとともに、ジョブコーチの活用や各種助成制度などの積極的な広報および情報の提供や、関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、就労を促進します。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労の場などの充実を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

①障がい者雇用の促進

②福祉的就労の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がい者雇用の促進 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重点</div>	ア 雇用や就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 地域自立支援協議会で就労について検討します。 障がいのある人を正規職員や臨時職員として採用します。
	イ 相談支援や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。 ハローワークとの連携を強化します。 ジョブコーチの活用を促進します。 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。
	ウ 障がい者就労施設からの物品等調達	<ul style="list-style-type: none"> 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を作成し周知します。 調達実績をホームページで公表します。
	エ 職場の施設・設備のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境向上事業を助成します。
② 福祉的就労の充実	ア 施設整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助を行います。
	イ 障がいのある人が作った物品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップを拡充します。
	ウ 工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業所への実地指導を行います。 元気ショップを拡充します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	福祉施設※を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）	21 人	34 人
2	就労移行支援事業の利用者数	55 人	88 人
3	就労移行支援事業所通所者の就労移行率	16.7%	25%
4	障がい者就労施設等からの物品等の調達額	1,036 千円	5,000 千円
5	就労継続支援 B 型の平均月額工賃	11,922 円	20,000 円

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

5 生活環境

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が3割以上と高く、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています【81 頁参照】。

通勤通学以外で外出する際に移動しやすい環境づくりなど、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進が必要です。

■ 基本的方向

誰もが、安心・快適に暮らせる、生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化を推進します。

①福祉のまちづくりの推進

②住環境の整備

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 福祉のまちづくりの推進	ア 歩道や公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアを整備します。 ・バリアフリー新法重点整備地区を整備します。 ・公園を整備します。
	イ 駅や公共施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる駅やその周辺を整備します。 ・市役所庁舎を整備します。
	ウ 「かすがいシティバス」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・付添人の運賃を減免します。
	エ 各種委員会や協議会等への委員登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの参画を進めます。
② 住環境の整備	ア 住宅の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき住宅を整備します。
	イ 住宅改修費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の住宅改修費を一部助成します。
	重点 ウ グループホームの整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・集合住宅の空き部屋の活用について検討します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	市営住宅のバリアフリー化率	50%	※75%

※市営住宅総合再生計画で平成 30 年度の目標値を 75%と定めています。

6 情報アクセシビリティ

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、福祉などの情報を得る手段について、「市の広報」が約4割、「新聞・雑誌・一般図書」が約3割と高くなっています【75 頁参照】。障がいのある人にとって分かりやすく、利用しやすい情報提供の充実が必要です。特に、必要な情報を適時得ることができるように、ホームページなどを活用した情報提供の充実が求められています。

また、意思疎通が困難な人が自分の意思を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図る必要があります。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた情報提供の充実を図るとともに、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材を育成し活用を推進します。

- ①情報提供の充実
- ②意思疎通支援の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 情報提供の充実	ア 制度やサービス内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへ掲載します。 ・障がい福祉サービスガイド等を作成し配布します。
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 ・声の広報かすがいを作成します。 ・声のかすがい市議会だよりを作成します。 ・音声コードの活用を促進します。 ・市政だよりやホームページの動画に字幕などを付けることを検討します。
	ウ 分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体から意見を聴取します。
② 意思疎通支援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通訳者、要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の手話通訳者の設置を充実します。 ・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
	イ 各種ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・点訳奉仕員養成講座を開催します。 ・「聞こえ」のボランティア養成講座を開催します。 ・手話奉仕員養成講座を開催します。 ・やさしい手話講座を開催します。 ・音訳技術講習会を開催します。 ・音訳デジタル録音技術講習会を開催します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	手話通訳者の派遣件数	562 件	632 件

7 防災・防犯

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、災害などの緊急事態が発生した場合の避難について、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が、知的障がいのある人で約7割、障がいのある児童で約8割と高くなっています【76 頁参照】。

また、災害などの緊急事態に困ると思うこととして、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が、知的障がいのある人で約7割、精神障がいのある人で約4割、障がいのある児童で約8割と高くなっており、緊急事態において周囲の支援や理解が必要とされています【77 頁参照】。障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことができるよう、地域住民や関係団体などの連携による災害発生時の支援体制の強化や緊急時の情報伝達体制の整備など、防災体制の充実が求められています。

また、障がいのある人が犯罪や消費者トラブルなどの被害にあわないよう防犯対策を充実していくことも必要です。

■ 基本的方向

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や適切な避難支援、その後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。また、犯罪被害の防止に努めます。

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 防火・防災対策の充実 重点	ア 緊急時の情報提供・通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心情報ネットワークを活用します。 保護者向け緊急メール配信サービスを活用します。
	イ 地域における災害時の支え合い、助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布し活用を促します。
	ウ 災害時要援護者支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体研修会で周知します。
	エ 福祉施設における防火・防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小規模福祉施設での消防訓練を実施します。 小規模福祉施設関係者に対する講習会を開催します。
	オ 災害に強い地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練を実施します。 防災講話を開催します。 地域における市民防災マニュアル作成の手引きを配布します。 地域の防災訓練への参加を促進します。
	カ 避難所のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 災害用簡易組立トイレ（要配慮者対応）を設置します。
	キ 要配慮者のための避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所を拡充します。
	ク 防災会議への委員登用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議に福祉分野からの参画を進めます。
② 防犯対策の充実	ア 防犯知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講話を開催します。 消費生活相談を実施します。
③ 見守り活動の充実	ア 見守り活動の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域見守り連絡会議を開催します。 地域見守り活動に関する協定を締結します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	災害時要援護者支援制度を知っている人の割合	11.4%	50%
2	避難行動要支援者名簿に登録したいと思う人の割合	22.7%	40%
3	避難行動要支援者名簿の登録者数	339 人	500 人

8 差別の解消及び権利擁護の推進

■ 現状と課題

アンケート調査の結果によると、障がいのある児童の約6割が、障がいがあることで普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあります【79頁参照】。

また、市民の障がいに対する理解については、視覚障がいで約7割、肢体不自由で約6割、知的障がいで約6割と理解している割合が高くなっていますが、内部障がいで約3割、高次脳機能障がいで約2割など、障がいによっては、特性や必要な支援が十分理解されていない現状がうかがえます【80頁参照】。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、障がいのある人とない人がお互いにコミュニケーションを図る機会や地域における福祉教育を充実させていくことが必要です。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待の防止などについて知らない人もまだ多く見られ、制度の普及啓発や適切な利用の推進などを図っていくことが必要です。

障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合については、第2次計画の数値目標を達成しておらず、一層の取り組みの推進が必要です。

■ 基本的方向

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発、障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取り組みを進めます。

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②権利擁護の推進
- ③障がい福祉教育の充実

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシを配布します。 ・講演会を開催します。
② 権利擁護の推進 重点	ア 障害者虐待防止に関する関係機関との連携強化や相談体制の整備、啓発等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを周知します。 ・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催します。 ・虐待対応時の一時保護に関する協定を施設と締結します。 ・啓発チラシを配布します。 ・講演会を開催します。
	イ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修を開催します。 ・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。
	ウ 日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する福祉体験学習に社会福祉協議会が機材の貸出や講師を派遣することを通して支援します。
	イ 交流学习等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。 ・けやきの子運動会、けやきの子作品展を開催します。 ・障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	96.6%	75%
2	障害者差別解消法を知っている人の割合	7.4%	30%
3	障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	5.9%	30%
4	成年後見制度を知っている人の割合	26.4%	40%
5	日常生活自立支援事業を知っている人の割合	13.5%	40%

9 行政サービス等における配慮

■ 現状と課題

障がいのある人が適切な配慮を受け、その権利を円滑に行使することができるよう、様々な場面における配慮が求められています。

今後は、障害者差別解消法の成立により、各行政機関等において障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています。

■ 基本的方向

各行政機関等において配慮及び障がいのある人への理解の促進等に努めるとともに、投票等選挙における配慮など、様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

- ①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進
- ②選挙における配慮

■ 具体的施策

基本的方向	施策	取り組み
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に関する理解を深めるための職員研修を実施します。
	イ 窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の設置を充実します。
	ウ アクセシビリティに配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報サービス（ホームページなど）を行います。 声の広報かすがいを作成します。 声のかすがい市議会だよりを作成します。 音声コードの活用を促進します。 市政だよりやホームページの動画に字幕などを付けることを検討します。
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> スロープを設置します。 点字器を設置します。 代理投票の適切な実施等に取り組みます。
	イ 不在者投票の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院等における不在者投票の適切な実施を促進します。 郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。

■ 成果目標

	項目	平成 25 年度 実績値	平成 29 年度 目標値
1	全市職員のうち障がいの理解に関する研修※を受講した職員の割合	—	15%

※障がいの理解に関する研修は、平成 27 年度以降の新規採用職員研修を対象とします。

第5章 計画の推進

1 庁内関係機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

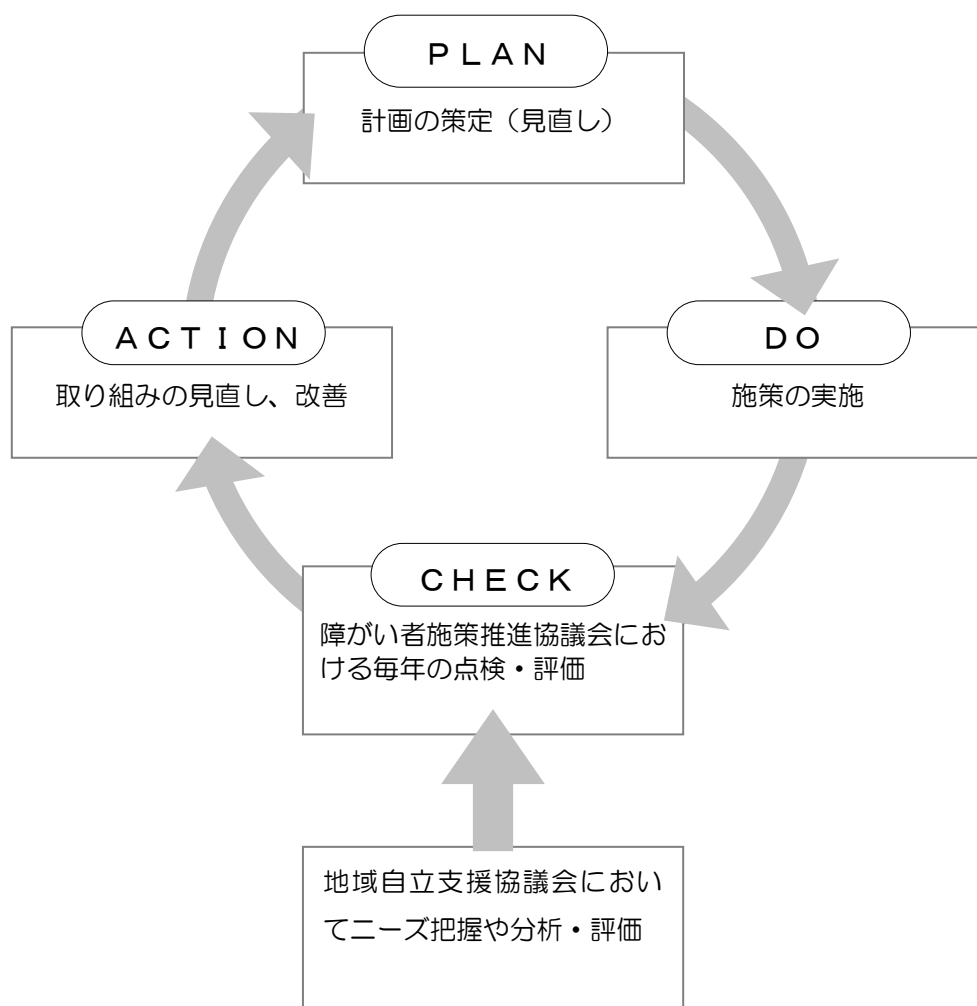
さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、情報提供やコーディネートなどを通じその活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的に開催し、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

「PDCAサイクル」のイメージ



資料

目 次

I 策定の経緯と体制	
（1）第3次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯	62
（2）春日井市障がい者施策推進協議会要綱	64
（3）春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿	66
II 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要	67
III 第2次春日井市障がい者総合福祉計画の数値目標に対する実績	88
IV 市内の障がい福祉サービス事業所等マップ	89
V 用語説明	90
VI 施策担当課	105

I 策定の経緯と体制

(1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯

開催日等	審議内容等
平成 25 年6月～12月	障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査実施 【調査対象】 ・日中・居宅サービス利用者 ・グループホーム・ケアホーム利用者 ・施設入所者
平成 25 年8月 29 日	平成 25 年度第 1 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画の進捗状況について ・地域自立支援協議会について ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
平成 25 年 11 月6日	平成 25 年度第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について ・地域自立支援協議会について
平成 25 年 12 月6日 ～12 月 24 日	障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査実施 【調査対象】 ・身体障がいのある人 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 ・障がいのある児童 ・難病患者 ・障がいのある人の家族 ・障がいのない人
平成 26 年5月 26 日	平成 26 年度第 1 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査結果について ・第3次障がい者総合福祉計画の骨子案について ・障がい者施策推進協議会のスケジュールについて ・地域自立支援協議会について
平成 26 年7月 17 日	平成 26 年度第 1 回春日井市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス等の実績について
平成 26 年8月 21 日	平成 26 年度第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第2次障がい者総合福祉計画の実施状況について ・障がい福祉サービス等の実績について ・重点課題について ・第3次障がい者総合福祉計画の中間案について
平成 26 年 10 月 17 日	平成 26 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス等の目標値について
平成 26 年 10 月 23 日	平成 26 年度第 3 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第3次障がい者総合福祉計画の中間案について
平成 26 年 11 月 14 日	市議会厚生委員会 ・第3次障がい者総合福祉計画の中間案を説明

開催日等	審議内容等
平成 26 年 11 月 18 日 ～12 月 18 日	市民意見公募 (パブリックコメント)
平成 27 年 1 月 14 日	平成 26 年度第 4 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・第 3 次障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民 意見公募の結果(案)について ・第 3 次障がい者総合福祉計画(案)について
平成 27 年 1 月 29 日	市長へ提言 ・障がい者施策推進協議会が市長へ第 3 次障がい者総合 福祉計画を提言
平成 27 年 2 月 10 日	市議会厚生委員会 ・第 3 次障がい者総合福祉計画(案)を報告
平成 27 年 2 月 23 日	平成 26 年度春日井市障がい者施策推進協議会・春日井市 地域自立支援協議会合同会議 ・第 3 次障がい者総合福祉計画について
平成 27 年 3 月 30 日	第 3 次障がい者総合福祉計画説明会及び記念講演

(2) 春日井市障がい者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 春日井市における障害者施策の円滑な推進を図るため、春日井市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調整審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市障害者施策推進協議会要綱第3条及び別表の規定に基づく委員である者は、この要綱の施行により委員を辞職したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
神田 進	春日井市身体障害者福祉協会
田中 ヒサ子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
河野 まゆみ	春日井市手をつなぐ育成会
黒川 修	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
◎木全 和巳	日本福祉大学
○大村 義一	春日井市社会福祉協議会
荒井 つたえ	春日井市居宅介護支援事業者連絡会
玉井 一男	愛知県心身障害者コロニー
中澤 和美 平成 26 年 5 月 26 日から (久納 八重子) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日井保健所
山本 順子 平成 26 年 5 月 26 日から (小川 修市) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日井公共職業安定所
大西 淳子 平成 26 年 5 月 26 日から (中村 扶佐子) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日台特別支援学校
田代 波広	サポートセンター坂下
鈴木 健一	公募委員
石黒 照人	公募委員

◎会長 ○副会長 () 内は前任者

Ⅱ 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要

1 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改定にあたり、障がい者の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の対象と方法

(1) 障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査

調査地域：春日井市全域

調査対象：身体障がいのある人 18歳以上の身体障がい者手帳所持者
 知的障がいのある人 18歳以上の療育手帳所持者
 精神障がいのある人 18歳以上の精神障がい者保健福祉手帳所持者
 障がいのある児童 18歳未満の身体障がい者手帳又は療育手帳所持者
 難病患者 特定疾患患者等健康管理手当受給者
 障がいのある人の家族 上記対象者の家族
 障がいのない人 上記以外の人

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成25年12月6日から平成25年12月24日まで

(2) 障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査

調査地域：春日井市全域

調査対象：日中・居宅サービス利用者
 グループホーム・ケアホーム利用者
 施設入所者

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成25年6月から平成25年12月まで

3 回収結果


(1) 障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいの ある児童	難病患者	家族	障がいの ない人
配布数	650件	400件	400件	275件	275件	2,000件	600件
有効回収数	320件	196件	183件	143件	152件	994件	206件
有効回収率	49.2%	49.0%	45.8%	52.0%	55.3%	49.7%	34.3%

(2) 障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査

	日中・居宅サービス利用者	グループホーム・ケアホーム利用者	施設入所者
配布数	735件	64件	180件
有効回収数	308件	32件	94件
有効回収率	41.9%	50.0%	52.2%

4 調査結果の見方

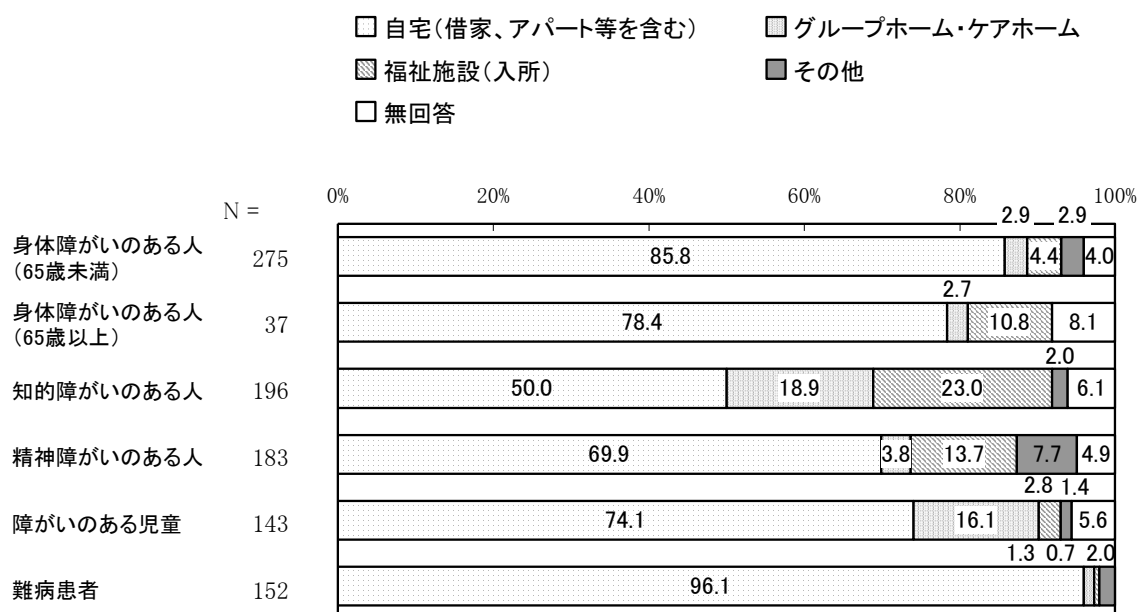
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを  で網かけをしています。（無回答を除く）

調査結果

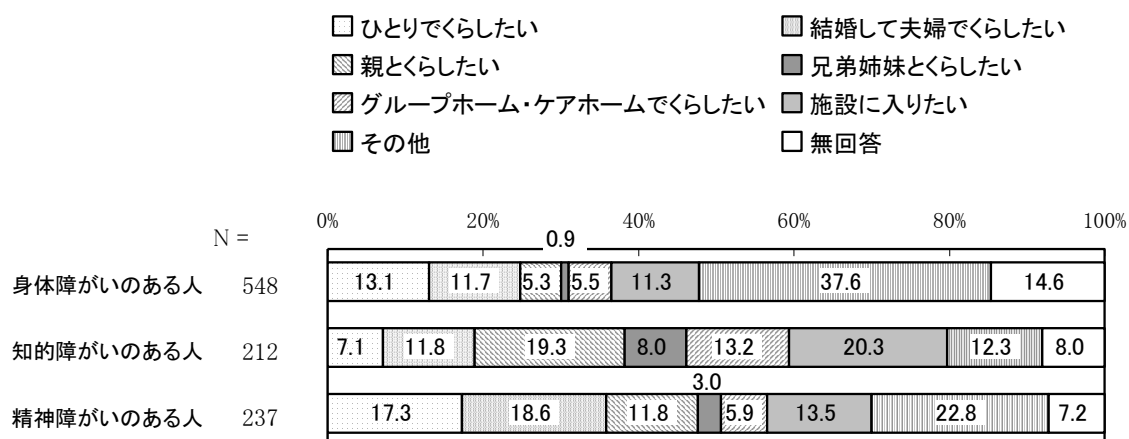
1 日常生活について

問 将来どこで暮らしたいですか。（お子さんが大人になったらどこで暮らしてもらいたいですか。）【身体：問 11、知的：問 11、精神：問 12、児：問 18、難病：問 8】

知的障がいのある人で「グループホーム・ケアホーム」、「福祉施設（入所）」の割合が高くなっています。



【参考：平成 22 年度調査結果】



問 現在、生活をしていく上で支援がなくて困っていることはどのようなことですか。
 あてはまるものにすべてに○をつけてください。【身体：問 13、知的：問 13、精神：問
 14、難病：問 10】

障がいのある人すべてで「急に体調が悪くなったときの対応」の割合が高くなって
 います。知的障がいのある人で「銀行や郵便局・役所の利用」、「現金や預金通帳など
 の管理」、「食事の準備や調理」の割合が高くなっています。

単位：％

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
有効回答数 (件)	275	37	196	183	152
1位	特にな (54.2)	特にな (43.2)	特にな (36.2)	特にな (36.1)	特にな (68.4)
2位	急に体調が悪くな ったときの対応 (18.5)	急に体調が悪くな ったときの対応 (16.2)	急に体調が悪くな ったときの対応 (31.1)	急に体調が悪くな ったときの対応 (27.3)	急に体調が悪くな ったときの対応 (16.4)
3位	電車・バスなど交 通機関の利用 (13.1)	電車・バスなど交 通機関の利用 (16.2)	銀行や郵便局・役 所の利用 (30.6)	近所の人との会話 やつきあい (24.0)	日常の健康管理 (5.9)
4位	部屋の掃除・整理 整頓 (9.8)	食事 (13.5)	現金や預金通帳な どの管理 (27.6)	規則正しい生活 (22.4)	電車・バスなど交 通機関の利用 (5.3)
5位	食事の準備や調理 (8.4)	食事の準備や調理 (13.5)	食事の準備や調理 (25.5)	部屋の掃除・整理 整頓 (19.7)	部屋の掃除・整理 整頓 (3.9)

【参考：平成 22 年度調査結果】

単位：％

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人
有効回答数 (件)	548	212	237
1位	特にな (42.5)	現金や預金通帳な どの管理ができ ないこと (59.9)	近所の人との会話 やつきあいが少 ないこと (44.7)
2位	電車・バスなど交 通機関の利用に 不便をとまうこ と (22.8)	銀行や郵便局・役 所の利用に不便 をとまうこと (56.1)	部屋の掃除・整理 整頓ができな いこと (35.0)
3位	日用品などの買 い物に不便をと まうこと (16.8)	食事の準備や調 理などができな いこと (50.9)	食事の準備や調 理などができな いこと (34.2)
4位	近所の人との会 話やつきあいが 少ないこと (15.1)	近所の人との会 話やつきあいが 少ないこと (49.1)	規則正しい生活 ができな いこと (33.3)
5位	食事の準備や調 理などができ ないこと (14.2)	日用品などの買 い物に不便をと まうこと (41.5)	現金や預金通帳 などの管理が できな いこと (27.0)

問 あなたが介助する上で困っていることは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。【家族：問8】（「介助が必要」と答えた方に聞きました。）

障がいのある人すべてで「心身が疲れる」、「必要な時に他の人に介助を頼めない」の割合が高くなっています。

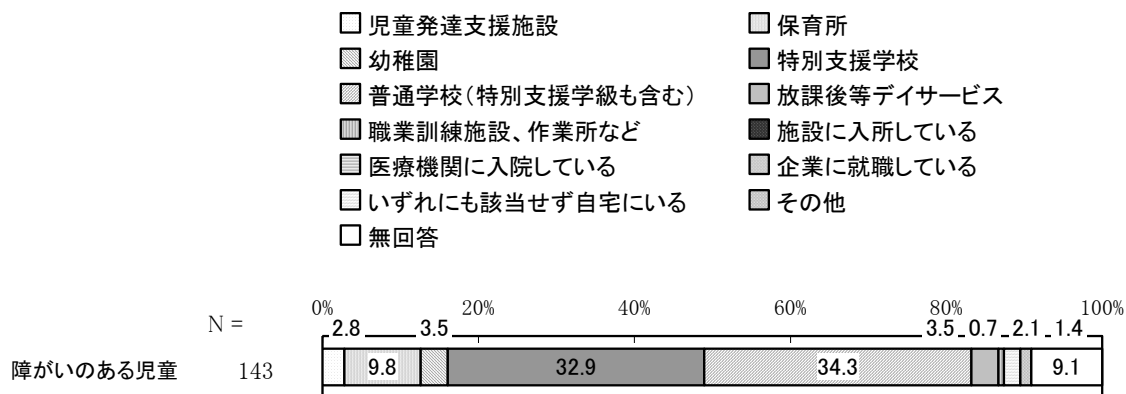
単位：%

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病患者
有効回答数 (件)	58	14	125	65	89	10
1位	心身が疲れる (36.2)	心身が疲れる (35.7)	心身が疲れる (53.6)	心身が疲れる (41.5)	心身が疲れる (59.6)	心身が疲れる (30.0)
2位	必要な時に他の人に介助を頼めない (27.6)	必要な時に他の人に介助を頼めない (21.4)	必要な時に他の人に介助を頼めない (42.4)	必要な時に他の人に介助を頼めない (27.7)	必要な時に他の人に介助を頼めない (33.7)	必要な時に他の人に介助を頼めない (10.0)
3位	特にない (25.9)	特にない (14.3)	外出できない (25.6)	相談相手がない (20.0)	外出できない (20.2)	特にない (10.0)
4位	外出できない (17.2)	外出できない (7.1)	特にない (12.8)	特にない (18.5)	特にない (16.9)	その他 (10.0)
5位	相談相手がない (12.1)	相談相手がない (7.1)	相談相手がない (7.2)	外出できない (13.8)	相談相手がない (9.0)	—

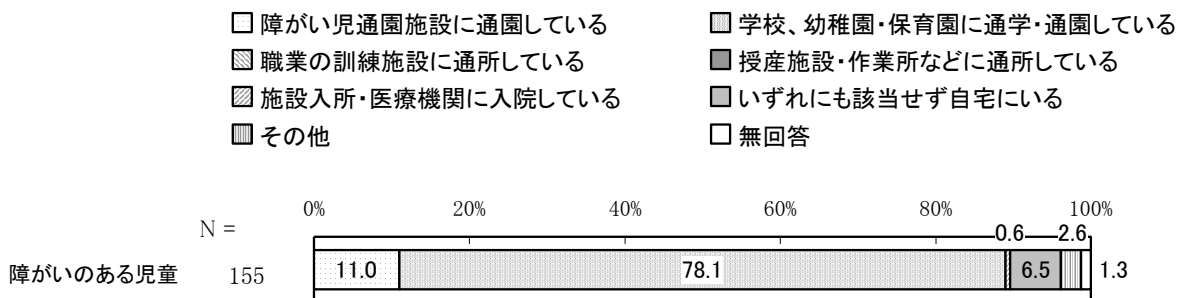
※回答者はご家族の方です。

問 現在のお子さんの主な日中の居場所について、お答えください。【児：問 14】

「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が最も高く、次いで「特別支援学校」となっており、6割以上が学校へ通っています。一方で、「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合はわずかとなっています。

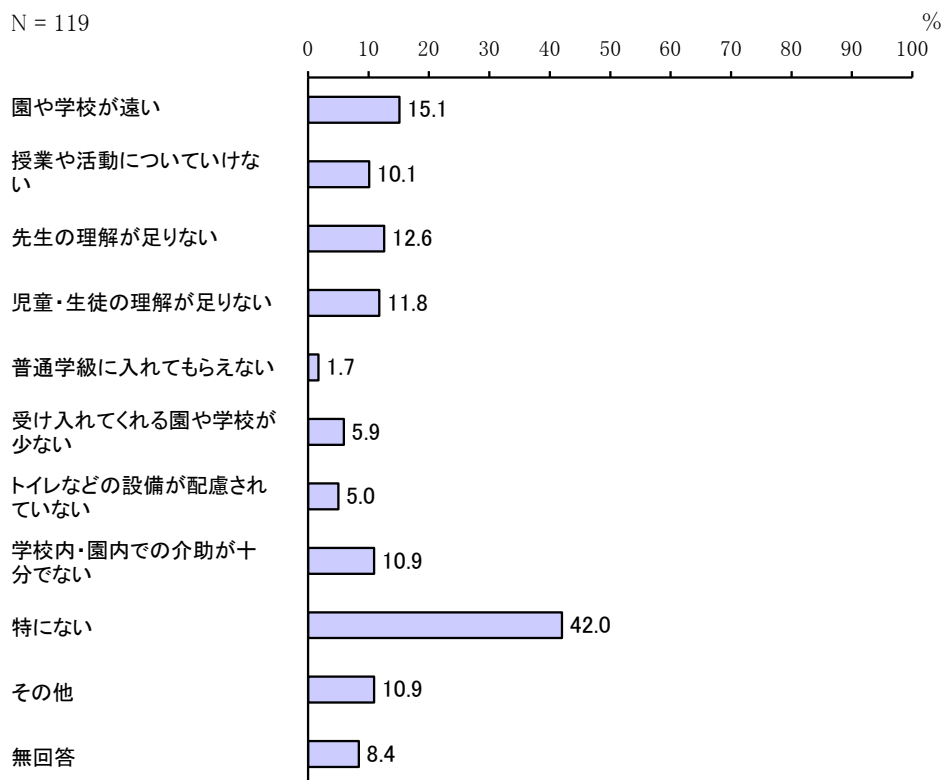


【参考：平成 22 年度調査結果】

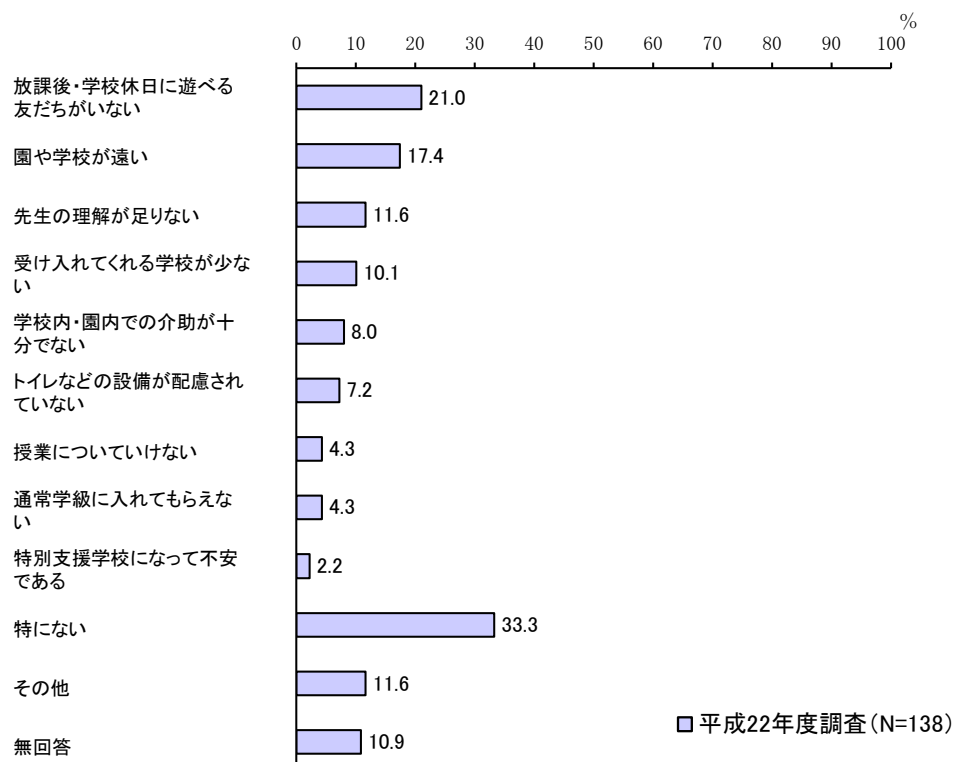


問 現在のお子さんの主な日中の居場所について、お子さんが困っていることは何かありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【児：問 15】（児童発達支援施設、保育所、幼稚園、特別支援学校、普通学校（特別支援学級も含む）と答えた方に聞きました。）

「特にない」を除くと、「園や学校が遠い」の割合が最も高く、次いで「先生の理解が足りない」、「児童・生徒の理解が足りない」となっています。

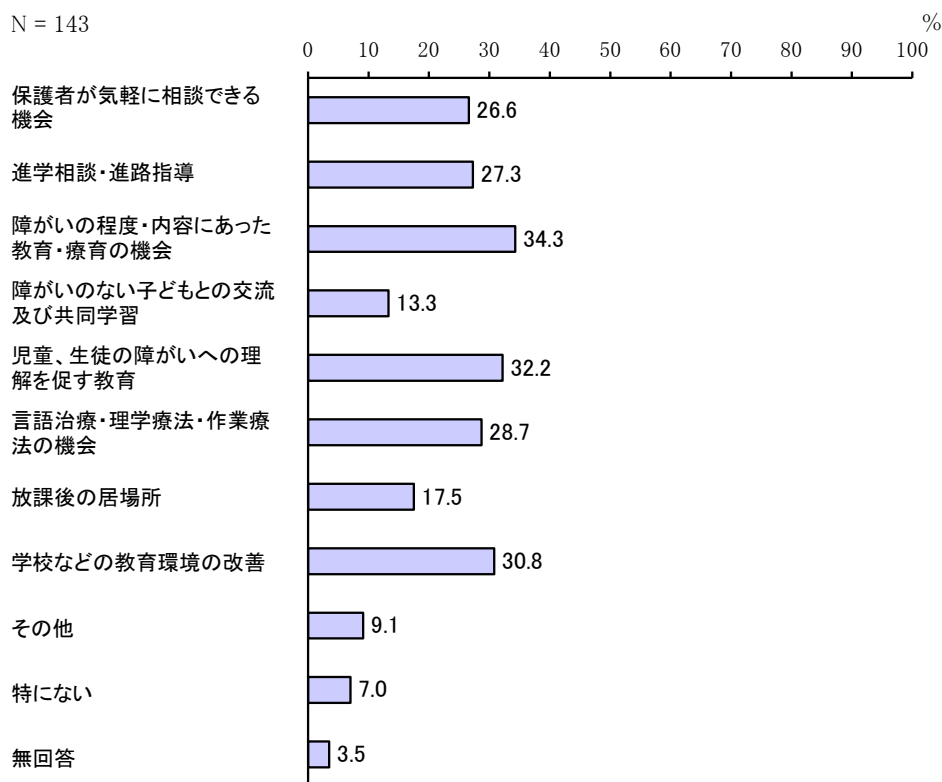


【参考：平成 22 年度調査結果】

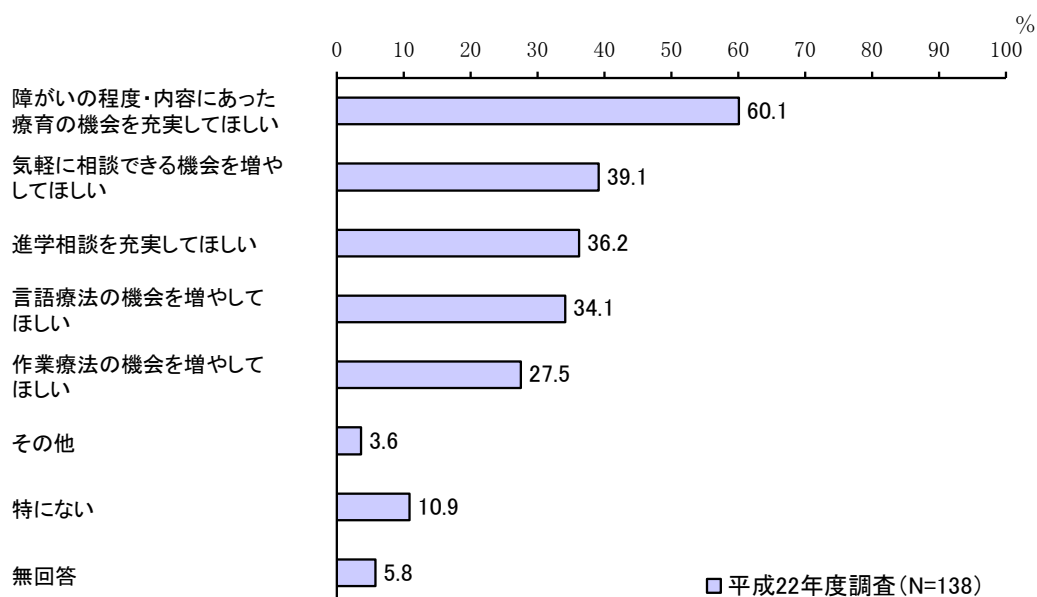


問 お子さんのために今後、充実させてほしい支援は何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。【児：問 16】

「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合が高くなっています。

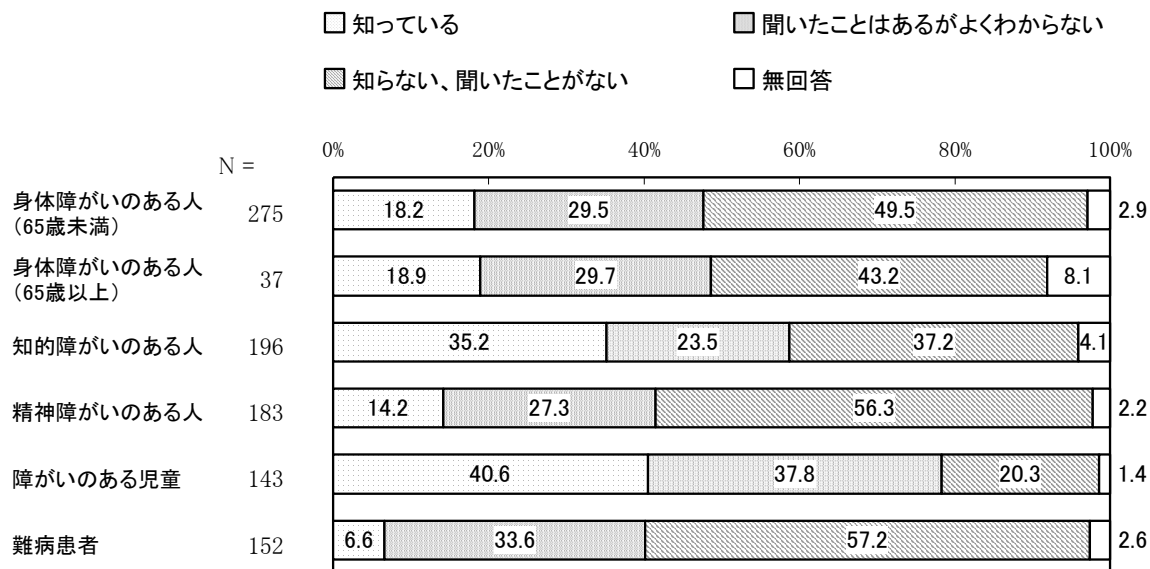


【参考：平成 22 年度調査結果】

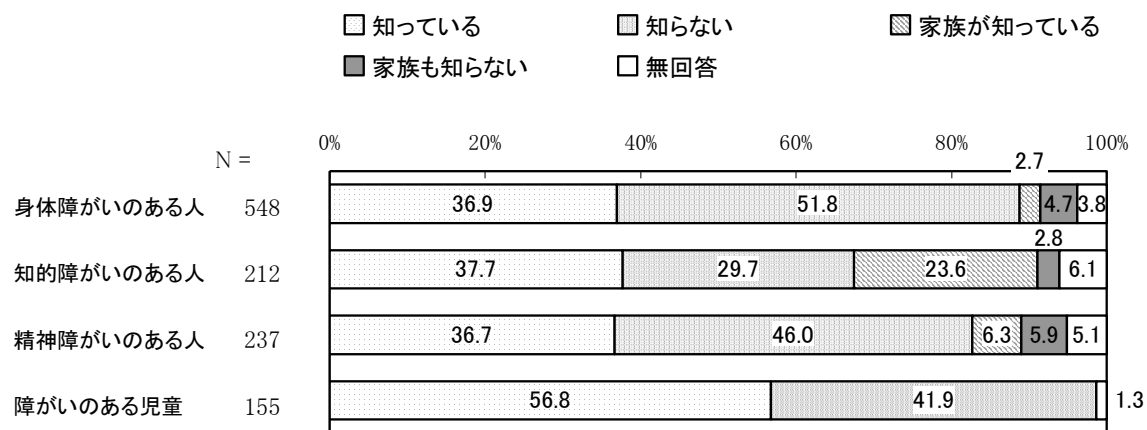


問 障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHN まある、あっとわん、しゃきょう）について知っていますか。【身体：問 21、知的：問 21、精神：問 22、児：問 21、難病：問 16】

知的障がいのある人、障がいのある児童で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。一方で、精神障がいのある人、難病患者で「知らない、聞いたことがない」の割合が高く、約6割となっています。



【参考：平成 22 年度調査結果】



2 保健・医療について

問 医療について困ったことや不便に思ったことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【身体：問 28、知的：問 28、精神：問 29、児：問 28、難病：問 23】

全体的に「特に困ったことはない」の割合が最も高くなっています。次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい（病状）のため症状を正確に伝えられない」の割合が高くなっています。

単位：％

	身体障がいの ある人（65 歳未満）	身体障がいの ある人（65 歳以上）	知的障がいの ある人	精神障がいの ある人	障がいのある 児童	難病患者
有効回答数 (件)	275	37	196	183	143	152
1位	特に困ったこ とはない (68.0)	特に困ったこ とはない (64.9)	特に困ったこ とはない (44.4)	特に困ったこ とはない (45.9)	特に困ったこ とはない (48.3)	特に困ったこ とはない (55.9)
2位	医療費の負担 が大きい (8.0)	障がい（病状） のため症状を正 確に伝えられ ない (8.1)	障がい（病状） のため症状を正 確に伝えられ ない (27.6)	医療費の負担が 大きい (18.0)	障がい（病状） に配慮してもら えない (23.8)	医療費の負担が 大きい (27.0)
3位	障がい（病 状）のため症 状を正確に伝 えられない (7.6)	その他 (8.1)	気軽に往診を頼 める医師がいな い (9.2)	障がい（病状） のため症状を正 確に伝えられ ない (13.7)	障がい（病状） のため症状を正 確に伝えられ ない (23.8)	その他 (9.2)
4位	障がい（病 状）に配慮し てもらえない (6.5)	通院する時に付 き添いをして くれる人がいな い (5.4)	障がい（病状） に配慮してもら えない (8.7)	その他 (13.1)	その他 (9.8)	障がい（病状） に配慮してもら えない (3.9)
5位	その他 (5.5)	気軽に往診を頼 める医師がいな い (5.4)	通院する時に付 き添いをして くれる人がいな い (8.2)	障がい（病状） に配慮してもら えない (7.7)	通院する時に付 き添いをして くれる人がいな い (6.3)	通院する時に付 き添いをして くれる人がいな い (2.6) 気軽に往診を頼 める医師がいな い (2.6)

3 余暇活動について

問 自分の楽しみに使う時間をどのように過ごしていますか。主なものに3つまで○をつけてください。【身体：問30、知的：問30、精神：問31】

全体的に「テレビをみる」、「買い物に行く」の割合が高くなっています。

単位：%

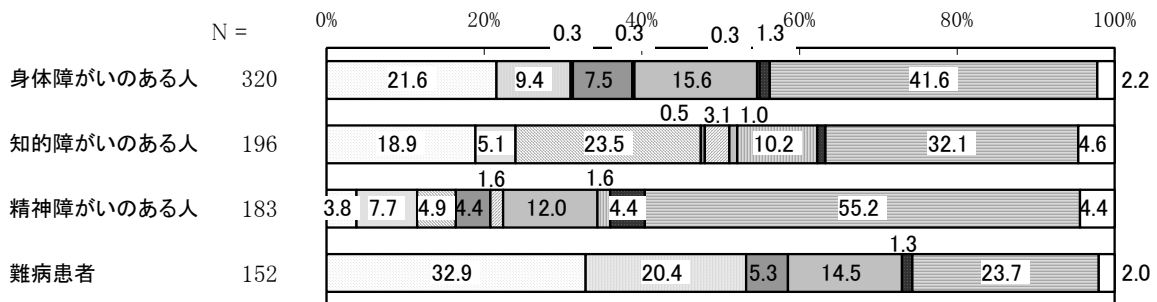
	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人
有効回答数 (件)	275	37	196	183
1位	テレビをみる (61.5)	買い物に行く (37.8)	テレビをみる (52.0)	テレビをみる (50.8)
2位	買い物に行く (39.6)	テレビをみる (32.4)	買い物に行く (33.7)	買い物に行く (31.1)
3位	友人と会う (29.1)	レストラン、喫茶店に行 く (27.0)	散歩をする (15.8)	散歩をする (16.9)
4位	散歩をする (18.5)	友人と会う (21.6)	ゲームをする (13.3)	読書をする (14.8)
5位	レストラン、喫茶店に行 く (17.1)	読書をする (18.9)	レストラン、喫茶店に行 く (12.8)	レストラン、喫茶店に行 く (13.7)

4 就業等について

問 現在の就労などの状況についてお答えください。【身体：問31、知的：問31、精神：問32、難病：問24】

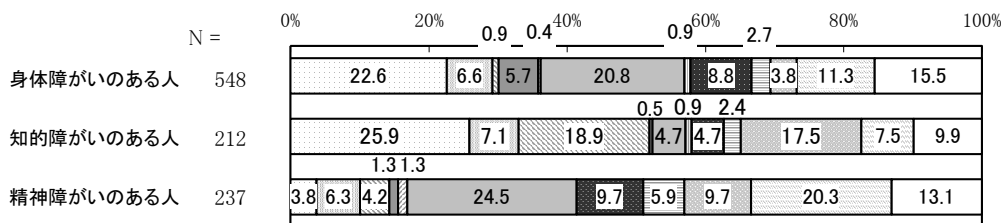
身体障がいのある人、難病患者で「一般企業に就職している」の割合が高くなっています。一方で、精神障がいのある人で「働いていない」の割合が高くなっています。

- 一般企業に就職している
- パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- 就労継続支援A・Bを利用している
- 自営業で働いている、家の仕事を手伝っている
- 職業の訓練施設に通っている、就労移行支援を利用している
- 自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)
- 生活介護を利用している、地域活動支援センターを利用している
- その他
- 働いていない
- 無回答



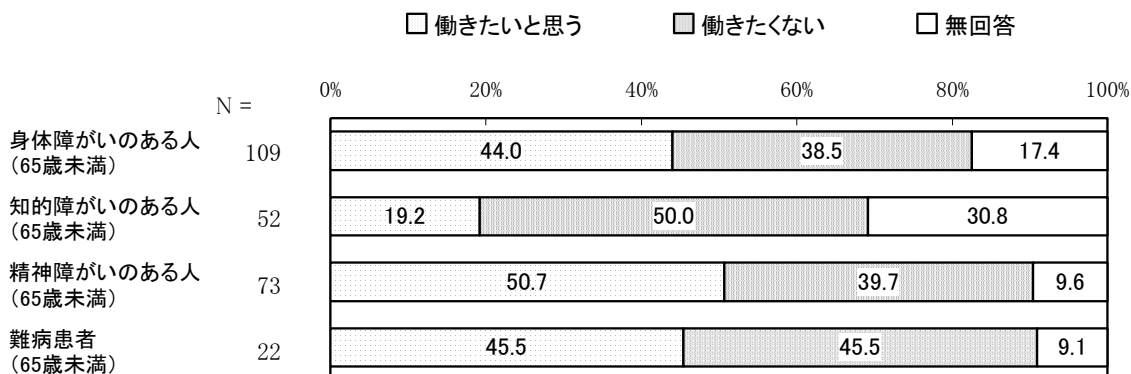
【参考：平成22年度調査結果】

- 会社で仕事をしている
- パート・アルバイトで短時間の仕事をしている
- 授産施設・作業所などに通っている
- 自営業(商店や家内工場など)で働いている
- 職業の訓練施設に通っている
- 自宅の家事をしている(主婦、家事の手伝い)
- 学生など
- 働きたいが仕事が見つからない
- 働きたくない
- 施設に入所している
- その他
- 無回答



問 今後働きたいと思えますか。【身体：問 33、知的：問 33、精神：問 34、難病：問 26】（「現在働いていない」と答えた方に聞きました。）

精神障がいのある人で「働きたいと思う」の割合が約5割となっています。一方で、知的障がいのある人で「働きたいと思う」の割合が低くなっています。



問 どのような支援や配慮があったら働けると思えますか。主なものに3つまで○をつけてください。【身体：問 34、知的：問 34、精神：問 35、難病：問 27】（「現在働いていない」と答えた方に聞きました。）

難病患者（65歳未満）で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が高くなっています。また、身体障がいのある人（65歳未満）、精神障がいのある人（65歳未満）で「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合が高くなっています。

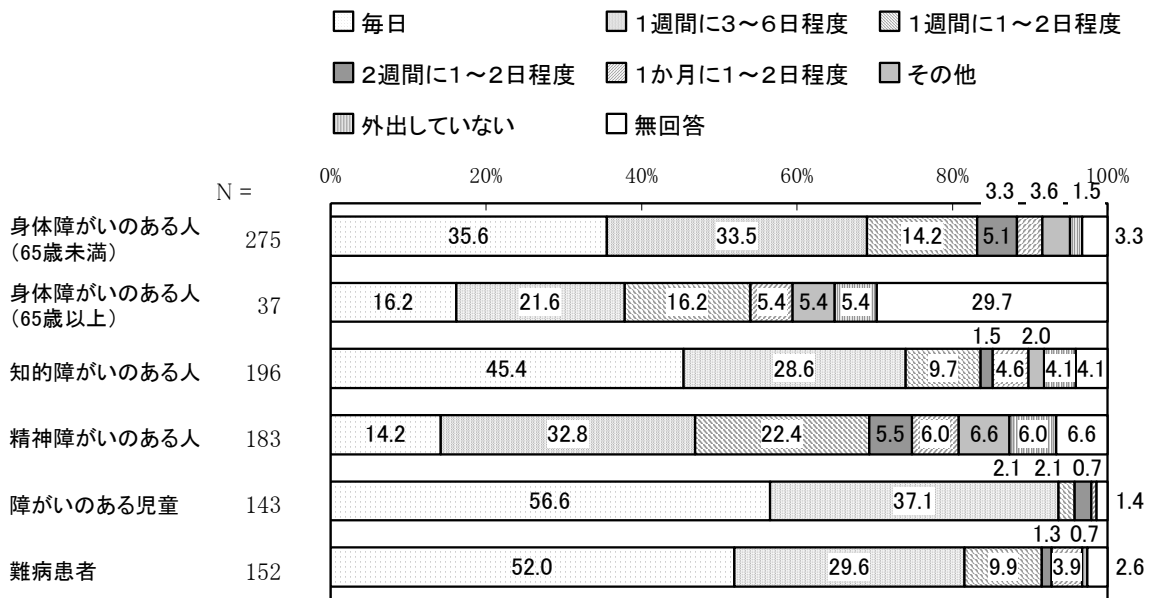
単位：%

区分	有効回答数(件)	会社などで働くための指導や訓練	障がいに応じて短時間の就労などができること	職場に障がいに応じた設備があること	職場の人たちが障がいのことを理解すること	職場内で相談をする人がいること	通勤する方法や通勤の手助け(介助等)があること	仕事や職場に慣れるまで、付き添って助けをする人がいること	その他	無回答
身体障がいのある人 (65歳未満)	109	11.0	40.4	17.4	31.2	9.2	16.5	8.3	14.7	28.4
知的障がいのある人 (65歳未満)	52	7.7	13.5	9.6	23.1	13.5	7.7	13.5	26.9	40.4
精神障がいのある人 (65歳未満)	73	9.6	41.1	4.1	34.2	20.5	20.5	6.8	20.5	19.2
難病患者 (65歳未満)	22	9.1	40.9	—	50.0	18.2	13.6	4.5	—	27.3

5 生活環境について

問 おおむねこの1年（平成24年11月30日～平成25年11月30日）の間にとどの程度外出（通勤・通学を含む）しましたか。【身体：問36、知的：問36、精神：問37、児：問30、難病：問29】

障がいのある人すべてで「毎日」と「1週間に3～6日程度」の合計が約5割となっています。



6 情報の入手手段について

問 福祉などの情報を得る手段はどれですか。主なものに3つまで○をつけてください。
【身体：問 40、知的：問 40、精神：問 41、児：問 34、難病：問 33】

全体的に「市の広報」「新聞・雑誌・一般図書」の割合が高くなっています。また、知的障がいのある人、障がいのある児童で「家族・友人」の割合が高くなっています。

単位：％

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病患者
有効回答数(件)	320	196	183	143	152
1位	市の広報 (47.5)	家族・友人 (34.7)	市の広報 (30.1)	市の広報 (43.4)	市の広報 (53.3)
2位	新聞・雑誌・一般図書 (41.3)	市の広報 (34.2)	新聞・雑誌・一般図書 (29.0)	家族・友人 (39.9)	新聞・雑誌・一般図書 (43.4)
3位	テレビ（一般放送） (30.6)	テレビ（一般放送） (21.9)	テレビ（一般放送） (24.0)	新聞・雑誌・一般図書 (29.4)	ホームページ・電子メール (25.7)
4位	ホームページ・電子メール (15.0)	新聞・雑誌・一般図書 (15.3)	特にな (19.1)	市・県の福祉サービスガイド (23.8)	テレビ（一般放送） (22.4)
5位	家族・友人 (14.7)	特にな (13.3)	家族・友人 (18.6)	ホームページ・電子メール (23.1)	携帯電話・スマートフォン (12.5) 家族・友人 (12.5)

【参考：平成 22 年度調査結果】

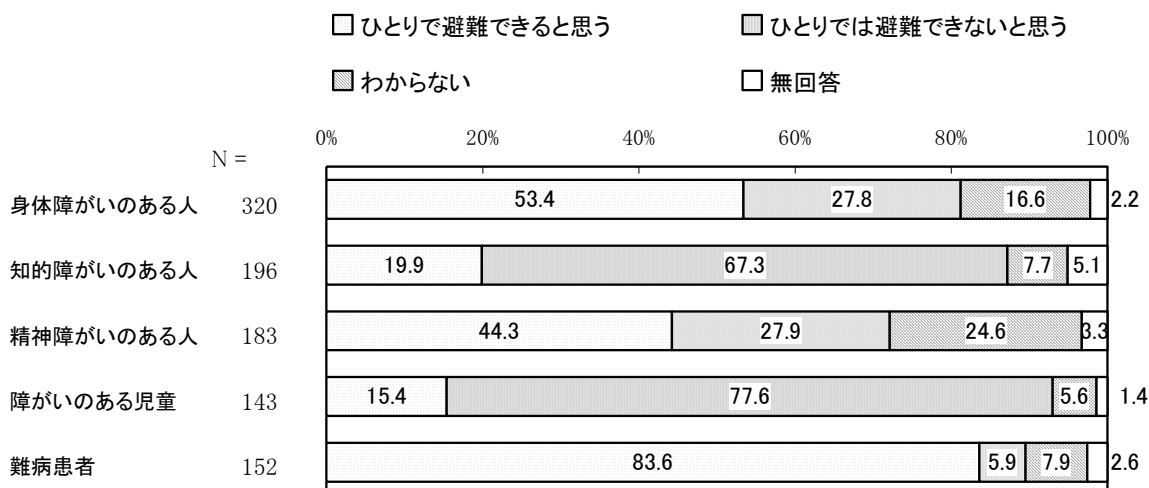
単位：％

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童
有効回答数(件)	548	212	237	155
1位	市の広報 (48.7)	市の広報 (41.0)	市の広報 (30.0)	家族・友人 (42.6)
2位	新聞・雑誌・一般図書 (43.6)	家族・友だち (31.1)	家族・友人 (26.2)	市の広報 (27.1)
3位	テレビ（一般放送） (28.6)	市・県の福祉サービスガイド (25.0)	新聞・雑誌・一般図書 (24.9)	新聞・雑誌・一般図書 (25.2)
4位	市・県の福祉サービスガイド (22.8)	特にな (25.0)	テレビ (22.4)	特にな (23.2)
5位	家族・友人 (19.7)	新聞・雑誌・本 (24.5)	市・県の福祉サービスガイド (20.7)	市・県の福祉サービスガイド (18.7)

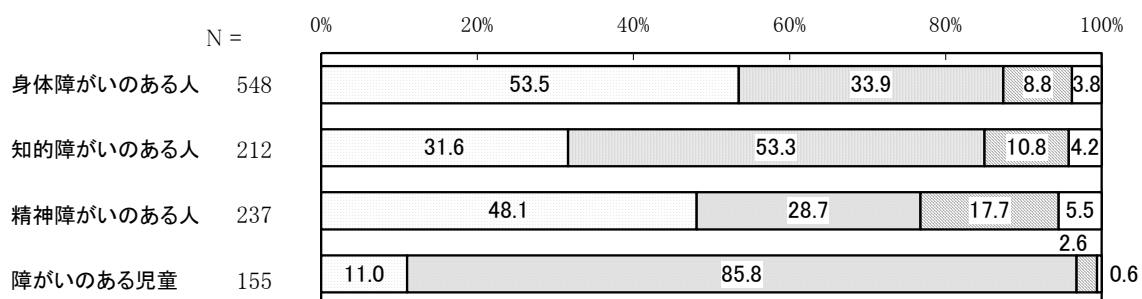
7 災害など緊急事態の対応について

問 自宅にいるときに災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難場所まで避難できると思いますか。【身体：問 44、知的：問 44、精神：問 45、児：問 38、難病：問 37】

難病患者で「ひとりで避難できると思う」の割合が約8割となっています。



【参考：平成 22 年度調査結果】



問 災害などの緊急事態に困ると思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。【身体：問46、知的：問46、精神：問47、児：問40、難病：問39】

知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が高くなっています。

単位：％

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病患者
有効回答数 (件)	320	196	183	143	152
1位	自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない (28.8)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (71.9)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (41.5)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (74.8)	特に困ることはない (45.4)
2位	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (27.2)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (54.6)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (36.6)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (65.0)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (25.0)
3位	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (26.3)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (54.6)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (34.4)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (59.4)	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (12.5)
4位	特に困ることはない (24.4)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (45.9)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (27.3)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (54.5)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (7.2)
5位	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (17.5)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (41.3)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (25.1)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (39.2)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (5.3)

【参考：平成 22 年度調査結果】

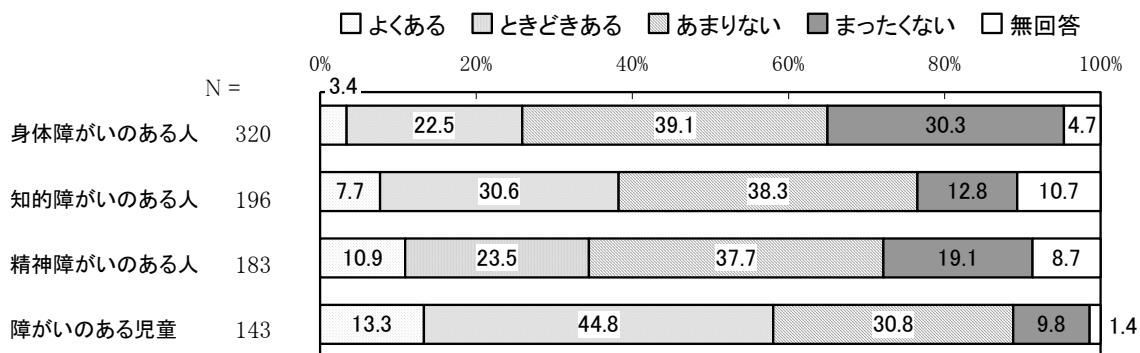
単位：%

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童
有効回答数 (件)	548	212	237	155
1位	自力歩行がやや困難で、安全なところまですばやく避難できない (36.5)	どのように対応すべきか自分で考え、行動することがむずかしい (70.3)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (44.7)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (77.4)
2位	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (28.8)	避難所で、被害状況や生活に必要な品物を集めるための情報を手に入れることができない (52.4)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (42.2)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (60.0)
3位	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (28.5)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (51.4)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (34.6)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (58.1)
4位	特に困ることはない (23.0)	自分の身体の状況を伝えることがむずかしく、周りの人に助けを求めることができない (42.0)	自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (22.8)	自分の身体の状況を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (55.5)
5位	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (18.2)	避難所に多目的トイレなど生活できる環境がそろっていない (24.5)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (20.3)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (25.2)

8 障がい者の人権について

問 障がいがあることで、あなたはふだんの生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。【身体：問 53、知的：問 57、精神：問 58、児：問 47】

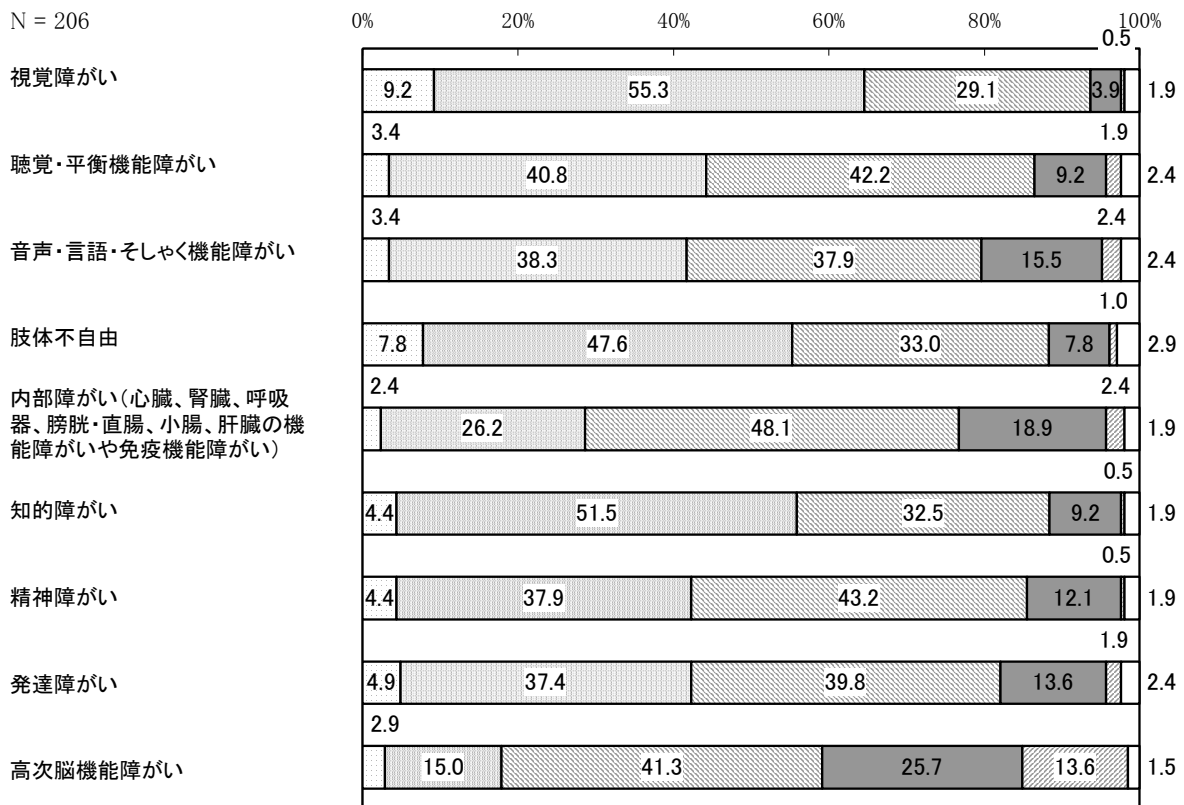
障がいのある児童で「よくある」、「ときどきある」の割合が高くなっています。



問 あなたは、次の障がいについて、その特性やどのような支援が必要かを理解していると思いますか。【一般：問6】

視覚障がい、肢体不自由、知的障がいで「よく理解している」と「だいたい理解している」の合計が5割を超えています。

- よく理解している
- だいたい理解している
- あまりよく分からない
- わからない
- そういう障がいがあることを知らなかった
- 無回答



9 障がい者施策について

問 今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策についてお答えください。あてはまるものに5つまで○をつけてください。【身体：問57、知的：問61、精神：問62、児：問51、難病：問50、一般：問27】

障がいの種類によって充実すべきだと考える施策に違いが見られます。

単位：%

	身体障がいの ある人	知的障がいの ある人	精神障がいの ある人	障がいのある 児童	難病患者*	障がいの ない人
有効回 答数 (件)	320	196	183	143	152	206
1位	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (38.1)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の数や施設の数を増やすこと (40.3)	障がいのある人が負担する医療費を減らすこと (36.6)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労を支援すること (65.7)	医療費等への助成や手当の充実 (62.5)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労を支援すること (63.1)
2位	公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること (31.3)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (34.7)	障がいのある人に対する差別をなくすこと (33.9)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の数や施設の数を増やすこと (39.9)	近隣公立病院への特殊疾病専門外来の設置等、医療の充実 (39.5)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の数や施設の数を増やすこと (52.9)
3位	障がいのある人が負担する医療費を減らすこと (29.1)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (32.7)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労を支援すること (30.6)	障がいのある人に対する差別をなくすこと (35.7)	長期入院・入所できる施設の確保 (34.2)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (50.5)
4位	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労を支援すること (27.5)	障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労を支援すること (28.1)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (29.5)	障がいのある人が災害時の避難で困らないような体制をつくること (35.0)	難病検診の実施 (27.6)	可能な限り障がいのある児童・生徒が障がいのない児童と共に学ぶことができるようにすること (37.9)
5位	障がいのある人が身近な病院や診療所で検診や検査を受けることができるようにすること (21.3) 障がいのある人のための住宅を確保すること (21.3)	障がいのある人に対する差別をなくすこと (26.5)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の数や施設の数を増やすこと (26.2)	相談支援の相談員やヘルパー、施設の支援員など、障がいのある人の日常生活を支援する人の支援や施設の設備の質を高めること (34.3)	病気の人や障がい者、高齢者への理解を深めるための啓発・広報活動 (23.0) 福祉等の制度やサービスについての情報提供 (23.0)	公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること (35.9)

Ⅲ 第2次春日井市障がい者総合福祉計画の数値目標に対する実績

番号	項目	平成 22 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 26 年度 目標値
I-1	障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	89.0%	96.6%	50%
II-1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	60 人	181 人	90 人
II-2	精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業の実施箇所数	2 箇所	3 箇所	4 箇所
III-1	児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数	354 人 (児童デイサービスの実績)	519 人 (平成 26 年 3 月分)	500 人/月
III-2	児童の計画相談支援（相談支援）の利用件数	—	6 件 (平成 26 年 3 月分)	500 件/年
III-3	保育所等訪問支援利用者数	—	0 人 (平成 26 年 3 月分)	40 人/年
III-4	発達障害支援指導者の数	2 人	4 人	5 人
IV-1	福祉施設を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）	3 人	21 人	28 人
VI-1	施設入所者の削減数（平成 17 年度比）	9 人 (4.7%)	19 人 (9.8%)	20 人 (10.4%)
VI-2	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成 17 年度比）	23 人 (12.1%)	36 人 (18.7%)	58 人 (30.0%)
VII-1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	8,127 人	7,564 人	10,000 人
VII-2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	16 件	24 件	20 件
VIII-1	手話通訳者の派遣件数	329 件	562 件	382 件

V 用語説明

あ行

【あいち健康福祉ビジョン】

「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念とする愛知県の健康福祉行政の方向性を示した計画。計画期間は、平成 23 年度～平成 27 年度。

【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

【安全安心情報ネットワーク】

情報配信登録をした人に、安全安心情報（防犯等）や気象情報（気象、地震、避難勧告等）、消防情報（火災等）を携帯電話やパソコンにメールで配信。

【意思疎通支援事業】

聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置。

【一般就労】

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。福祉的就労の対概念。

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。

【医療型児童発達支援】

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもについて、児童発達支援及び治療を行う。

【医療的ケア】

喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）のこと。平成 24 年 4 月から、一定の資格を満たした施設の職員等が行うことができるようになった。

【NPO】

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【尾張北部障害保健福祉圏域】

市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより広域的なサービス提供網を築くため、都道府県の医療計画における二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域として設定。圏域内の市町は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町。

【音声コード】

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボルで、二次元のデータコードで約2cm角の中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。音声コードの読み上げには、「活字文書読み上げ装置」が必要。

か行

【介助犬】

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【かかりつけ医】

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれる。病気にならないための、予防医学という観点からも重要な役割を果たしている。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行う。

【居宅介護】

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

【ケアホーム】

平成 26 年から、ケアホーム（共同生活介護）はグループホーム（共同生活援助）に統合されている。

【計画相談支援】

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

【けやきの子運動会】

市内小中学校特別支援学級の児童・生徒による合同運動会

【けやきの子作品展】

市内小中学校特別支援学級や春日台特別支援学校、小牧特別支援学校、春日井高等特別支援学校の児童・生徒による作品の展示や学校・学級の紹介など

【権利擁護】

人が本来持ち合わせている「権利」が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成や獲得を支援する。また、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。

【元気ショップ】

障がいのある人の就労を支援するとともに、広く市民の障がいのある人に対する理解を深める機会をつくることなどを目的として、授産品を販売する場。市役所と市民病院に設置。

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目の人のこと。

【高次脳機能障がい】

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

【更生訓練費給付事業】

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。

【高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会】

高齢者・障がいのある人の虐待を防止するため、関係機関との連携強化を図り、問題の解決に取り組むために、社会福祉協議会、保健所、警察、福祉施設などの関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会などの関係者で構成される。

【声の広報】

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ）を毎月 2 回郵送する制度。事前に登録が必要。

【合理的配慮】

障害者権利条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

さ行

【災害時要援護者支援制度】

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要とされている人に対して、区、町内会などの協力のもと、地域の方の支え合い、助け合いによる避難の支援を行うもの。

【サポートブック】

障がいのある人がいつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにするための支援ツール（道具）。春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

【さわやか収集】

家庭ごみなどをごみステーションへ持ち出すことが困難な人を対象に、分別されたごみなどを玄関先まで取りにいくことにより搬出の支援を行う。

【サービス等利用計画】

障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

【施設入所支援】

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供。

【施設入所者就職支度金給付】

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

【肢体不自由】

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

【市民後見人】

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人で親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

【社会的障壁】

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。

【社会福祉協議会】

社会福祉法 109 条に基づき全ての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら地域福祉を推進するため、様々な地域活動や事業に取り組んでいる。

【就労移行支援】

一般企業などへの就労を希望する人が対象。一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

【就労継続支援】

一般企業などでの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な 65 歳未満の人。B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人。

【障害者基本法】

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

【障がい者虐待防止センター】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がいのある人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する通報や届け出などを受付している。

主な業務は、障がい者虐待に関する通報や届け出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。

春日井市は、基幹型相談支援センターしゃきょうに設けられている。

【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）】

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

【障がい者虐待防止ホットライン】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がい者虐待に関する通報の電話受付（24時間対応）のこと。

基幹型相談支援センターしゃきょうに設置している。

電話番号は 0568-84-5310

【障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）】

平成 18 年 12 月に国連総会本会議で採択された。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本では平成 26 年 1 月に批准された。

【障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）】

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定された法律。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。

【障がい者就業・生活支援センター】

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO 法人などで、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

【障がい者生活支援センター】

相談支援事業の円滑な実施を図るため、市内 5 か所に設置されている事業所。主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。

【障がい者施策推進協議会】

障害者基本法第 36 条において設置を義務付けられている合議制の組織。市は、障がい者計画を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされている。また同協議会は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、障がい者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項について調整審議する。障害者総合支援法においても、障がい福祉計画を定め、また変更する場合は、同協議会の意見を聴かなければならないとされている。

【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

障害者自立支援法に代わって、平成 25 年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

【障がい者相談員】

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行う者として、委託されたもの。

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。

【障がい児相談支援】

障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。

【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

【新生児聴覚スクリーニング】

新生児を対象にした難聴検査。難聴が早期に発見されることで、難聴の程度に合わせた治療（補聴器や人口内耳の使用など）が早期に開始できるようになる。

【身体障がい者手帳】

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障がい）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

【心理リハビリテーション事業】

脳性小児マヒ後遺症をはじめ心身障がい児・者の障がいの改善を図るため、市内の心身障がい児・者に訓練の機会と場所を提供することを目的として動作訓練を実施する。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進。

【児童発達支援】

障がいのある子どもについて、児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス。

【重度障がい者等包括支援】

介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行う。

【ジョブコーチ】

障がいのある人の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

【自立訓練】

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

【自立支援医療（精神通院）】

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度。

【スクールソーシャルワーカー】

児童・生徒のいじめや不登校、非行などの問題行動や児童虐待などの背景と原因を把握し、児童や生徒及びその家庭、学校、地域社会に働きかけて、児童・生徒が直面する問題を福祉的なアプローチにより解決に向けて支援する専門職。

【生活介護】

常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

【精神障がい者保健福祉手帳】

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。

【セルフプラン】

サービス利用者、家族や支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

【相談支援】

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成 24 年 4 月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

【相談支援専門員】

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

【短期入所】

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

【第五次春日井市総合計画】

総合計画は、本市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める。計画期間は、平成 20 年度を初年度として、平成 29 年度を目標年次とする 10 年間。

【地域移行支援】

主に施設に入所している障がいのある人・病院に入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動についての相談などを行う。

【地域活動支援センター】

通所利用者に創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行う。Ⅰ型は、基礎的事業に併せて相談支援事業を行うもの。職員は精神保健福祉士などの専門職員を配置し、1日あたり実利用者人員は概ね20人以上のもの。

【地域自立支援協議会】

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。（障害者総合支援法第89条の3に規定）

【地域生活支援拠点】

居住支援機能（グループホーム）、一時的住居機能（短期入所、体験入居専用グループホーム等）、相談支援機能（相談支援事業所等）、日中活動機能（生活介護、日中一時支援等）などの機能を一体的に整備するもの。拠点型と面的整備型がある。

【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が市町村の必須事業として障害者総合支援法によって法定化された。また、市町村の判断により行う選択事業があり、春日井市では、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業などを行っている。

【地域定着支援】

主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談などを行う。

【地域見守り連絡会議】

電気、ガス、水道などのライフライン事業者、新聞販売店、郵便局などの事業者の協力のもと、通報体制の確保のため、平成24年度に「孤立死対策連絡会議」を設置した。平成26年5月には、より多様な主体の協力により広く見守り活動を推進するため、新たに関連する団体を含め、会議名称を「地域見守り連絡会議」に変更し、孤立世帯の早期発見に向けた取組みを行うもの。

【聴導犬】

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

【特別支援学級】

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

【特別支援学校】

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。

【特別支援教育】

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいも含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

【特別支援教育支援員】

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、LD の児童生徒に対する学習支援、ADHD の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。

【特別支援教育連携協議会】

障がいのある子どもやその保護者への相談・支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や、特別支援学校（盲・聾・養護学校）、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

【同行援護】

視覚障がいにより移動が著しく困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

な行

【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。福祉サービスについての情報提供、利用手続き、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理、苦情解決制度の利用援助及び重要書類等の預かりを行う。

【日常生活用具給付事業】

障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。

【日中一時支援事業】

障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う。

は行

【発達障害支援指導者】

各市町村における発達障がいのある人の相談支援の中核となる人材として、一定の実務経験を有し、所定の研修を受講することにより愛知県が認定した人のこと。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

【福祉的就労】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

【福祉避難所】

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など特別に配慮が必要な人が避難するための市が指定する避難所。春日井市地域防災計画では、知多公民館、第一希望の家、福祉作業所、青年の家、保健センター、少年自然の家を福祉避難所に指定している。第一希望の家、福祉作業所については、知的障がいのある人の受入れを優先。

【福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）】

障がい者の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。所在地は、春日井市浅山町1丁目2番61号。

【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもについて、専門知識を有する支援者がその保育所等に訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

【放課後等デイサービス】

主に小学校、中学校、高等学校に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

【訪問入浴サービス事業】

地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。

【防災会議】

災害対策基本法第16条の規定に基づき、地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に依りて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため設置。

【ボランティア活動】

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持つ。

ま行

【盲導犬】

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験等の違いに関係なく、また障がいのある人、障がいのない人の別なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。1990年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス（Ronald Mace）博士（1941－1998）が提唱したもの。

ら行

【療育】

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

【療育手帳】

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」、「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

【療養介護】

医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。

【臨床心理士】

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門家。文部科学省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで取得できる資格。

VI 施策担当課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	ア	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	イ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	ウ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	エ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	オ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	カ	障がい福祉課
29	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	ア	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	イ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	ウ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	エ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	オ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	カ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	キ	障がい福祉課
30	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ア	障がい福祉課
30	1 生活支援	③障がい児支援の充実	イ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ウ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	エ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	オ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	カ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	キ	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ク	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ケ	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	コ	子ども政策課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	サ	社会福祉協議会
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	シ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ア	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	イ	社会福祉協議会 障がい福祉課 高齢福祉課 清掃事業所
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ウ	障がい福祉課 交通対策課 都市整備課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	エ	保険医療年金課 障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	オ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	カ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	キ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ク	障がい福祉課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア	保険医療年金課 医事課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	イ	健康増進課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ウ	健康増進課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	エ	社会福祉協議会
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	オ	子ども政策課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	ア	障がい福祉課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	イ	障がい福祉課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	ウ	保険医療年金課
37	2 保健・医療	③難病施策の推進	ア	障がい福祉課
37	2 保健・医療	③難病施策の推進	イ	障がい福祉課
40	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	ア	学校教育課
40	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	イ	学校教育課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	ウ	学校教育課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	エ	学校教育課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	オ	障がい福祉課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	カ	教育総務課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	②障がい福祉教育の充実	ア	社会福祉協議会 学校教育課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	②障がい福祉教育の充実	イ	学校教育課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア	スポーツ課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	イ	社会福祉協議会
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	ウ	スポーツ課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	エ	社会福祉協議会
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	ア	障がい福祉課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	イ	社会福祉協議会

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	ウ	障がい福祉課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	工	図書館
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	才	社会福祉協議会 生涯学習課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	ア	障がい福祉課 人事課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	イ	障がい福祉課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	ウ	障がい福祉課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	工	企業活動推進課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	ア	障がい福祉課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	イ	障がい福祉課
44	4雇用・就業、 経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	ウ	障がい福祉課
47	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	ア	道路課 公園緑地課
47	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	イ	都市政策課 総務課
47	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	ウ	交通対策課
47	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	工	障がい福祉課
47	5生活環境	②住環境の整備	ア	住宅施設課
47	5生活環境	②住環境の整備	イ	障がい福祉課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
47	5生活環境	②住環境の整備	ウ	障がい福祉課
49	6情報アクセシ ビリティ	①情報提供の充実	ア	障がい福祉課
49	6情報アクセシ ビリティ	①情報提供の充実	イ	広報広聴課 議事課 障がい福祉課
49	6情報アクセシ ビリティ	①情報提供の充実	ウ	障がい福祉課
49	6情報アクセシ ビリティ	②意思疎通支援の充実	ア	障がい福祉課
49	6情報アクセシ ビリティ	②意思疎通支援の充実	イ	社会福祉協議会 生涯学習課 図書館
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ア	市民安全課 学校教育課
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	イ	高齢福祉課
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ウ	高齢福祉課
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	エ	予防課
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	オ	市民安全課 障がい福祉課
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	カ	市民安全課 各施設
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	キ	市民安全課 各施設
51	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ク	市民安全課
51	7防災・防犯	②防犯対策の充実	ア	市民安全課 市民活動推進課
51	7防災・防犯	③見守り活動の充実	ア	高齢福祉課
54	8差別の解消及 び権利擁護の推 進	①障がいを理由とする差別の 解消の推進	ア	障がい福祉課
54	8差別の解消及 び権利擁護の推 進	②権利擁護の推進	ア	高齢福祉課 障がい福祉課
54	8差別の解消及 び権利擁護の推 進	②権利擁護の推進	イ	高齢福祉課 障がい福祉課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
54	8 差別の解消及び権利擁護の推進	②権利擁護の推進	ウ	社会福祉協議会
54	8 差別の解消及び権利擁護の推進	③障がい福祉教育の充実	ア	社会福祉協議会 学校教育課
54	8 差別の解消及び権利擁護の推進	③障がい福祉教育の充実	イ	学校教育課
57	9 行政サービス等における配慮	①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア	人事課
57	9 行政サービス等における配慮	①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	イ	障がい福祉課
57	9 行政サービス等における配慮	①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ウ	広報広聴課 議事課 障がい福祉課
57	9 行政サービス等における配慮	②選挙における配慮	ア	総務課
57	9 行政サービス等における配慮	②選挙における配慮	イ	総務課